保健福祉部

1　救急医療

(1)　在宅当番医制度

昭和 40 年 11 月 1 日から佐賀市医師会が、自主的に日曜在宅医制度を取り入れ、内科 3・外科 1・婦人科 1 を一組として日曜日当番による診療を開始したのが、この制度の始まりである。その後、昭和 50 年から日曜在宅医の案内を行うため、市衛生課にテレホンサービスを設け、事業の充実を図った。さらに平成 3 年 10 月からは、佐賀市医師会の自主的な社会活動として夜間救急在宅医当番制が開始された。

救急時の初期医療（プライマリ・ケア）は、初期症状の患者を診察し、将来重篤な疾病に移行するか否かの判断等、適切な処置を講じなければならない。そのため、救急医療体制の基盤となる一次救急医療体制（在宅当番医制）の整備は、極めて重要なものであり、昭和 52 年度から国・県の補助制度が設けられたことに伴い定額助成を行い、現在は委託事業として実施している。

※　1 当番日につき、内科：3 医療機関、外科：2 医療機関の当番体制
（年末年始は眼科 1、12 月 31 日・1 月 2 日は耳鼻科 1 を追加で実施）

※　日曜・休日在宅医テレホンサービス案内　TEL　0952-30-0114

※　平成 16 年度から国・県補助金は廃止

○　診療科目別内訳　（令和 7 年度）　（単位：人）

診　療　科　目	①佐賀市民	②その他	合　計①＋②	割合（%）
内科・小児科	6,785	1,110	7,895	67.8
外科・整形外科・脳神経外科	2,417	746	3,163	27.1
その他	400	190	590	5.1
合　　計	9,602	2,046	11,648	100.0

○　初診、再診別内訳　（令和 7 年度）　（単位：人）

	診 療 科 目		①佐賀市民	②その他	合　計①＋②
初診・再診の別	初診患者	内科・小児科	6,222	1,000	7,222
		外科・整形外科・脳神経外科	2,090	678	2,768
		その他	281	141	422
		小　　計	8,593	1,819	10,412
	再診患者	内科・小児科	563	110	673
		外科・整形外科・脳神経外科	327	68	395
		その他	119	49	168
		小　　計	1,009	227	1,236
合　　計			9,602	2,046	11,648

(2) 病院群輪番制病院

二次救急医療体制（病院群輪番制）は、昭和 54 年度から佐賀市郡の広域圏で一次救急医療体制（在宅当番医制）の後方体制として、内科 1・外科 1 を一組としてスタートし、現在は、佐賀市・多久市・小城市の 3 市で運営（内科 1・外科 1 を一組）している。事業内容は、日曜休日及び年末年始に診療機関から転送される患者を参加病院が輪番で診療にあたる制度で、事務局を佐賀市に設置し、圏内市（2 市）から負担金の徴収、参加病院への補助金の交付等の事務を行っている。

※　三次救急医療体制については、全県下を一つの圏域と考え、佐賀県医療センター好生館の館内に最重篤な救急患者の受入れ施設として救命救急センターが設置され、脳血管障害・心筋梗塞・頭部外傷等に対応できる高度医療機器の整備、機能の充実が図られている。

また、昭和 60 年には佐賀大学医学部附属病院にも救急部が設けられ、平成 17 年に救命救急センターとして指定を受けている。

①　病院群輪番制病院診療科目別患者数調べ（令和 7 年度）

ア　患者数等　（単位：人）

内　訳	内　科	小児科	外　科 整形外科 脳外科	産婦人科	その他	合　計
入　院	138	13	176	17	28	372
外　来	2,005	2	1,179	26	32	3,244
合　計	2,143	15	1,355	43	60	3,616

イ　取扱患者の来院・方法別内訳　（単位：人）

内　訳	初期救急医療施設からの転送			そ　の　他			合　計
	救急車	その他	小計①	救急車	その他	小計②	①＋②
入　院	5	4	9	151	129	280	289
外　来	21	66	87	120	3,120	3,240	3,327
合　計	26	70	96	271	3,249	3,520	3,616

(3) 救急医療情報システム

昭和 57 年 3 月 1 日から、県、県医師会及び県内市町村がそれぞれ出資し設立した財団法人「佐賀県救急医療財団」による救急医療情報システムの供用を開始した。その後、平成 4 年 3 月には、双方向性多機能端末の設置や情報のリアルタイム化などシステムの更新を行い、集信業務及び照会業務の充実を図ってきた。財団法人「佐賀県救急医療財団」は解散しており、救急医療情報システムの運営は平成 19 年度から佐賀県救急医療情報センター（佐賀県）で行われている。運営費については、国の負担金のほか、経費の一部を県内市町が負担している。

また、平成 14 年度からインターネット等のメディアの拡充、平成 23 年度からは多機能情報端末の全救急車への配備を行っている。

当該救急医療情報システム（「99 さがネット」）は、医療機関、救急医療情報センター、

各地区消防本部を相互に専用回線（オンライン）で結び、医療機関の応需可否状況、その他救急医療及び患者の搬送等に必要な医療情報を適確に提供するものである。また、同システムの正確な医療情報を活用した「医療機関情報検索機能」により、住民は医療機関や薬局を探すことができる。なお、当該検索機能は令和 6 年 4 月 1 日から、厚生労働省が提供する全国統一システムである「医療情報ネット（ナビイ）」に移行し、更なるサービスの向上が図られている。

(4) 佐賀市休日歯科診療所

休日等における救急歯科診療体制の整備を行うため、佐賀市が開設者となり佐賀市歯科医師会館の一部を借用し、施設・医療機械等を整備後、昭和 61 年 8 月 3 日に佐賀市休日救急歯科診療所を開設した。

以降、平成 12 年 4 月 8 日にほほえみ館東側（兵庫北）に「佐賀市休日急患センター」として歯科と小児科を開設し、平成 15 年 1 月 12 日に歯科診療所のみをほほえみ館内へ移設した。現在は県病院跡地（水ヶ江）に移設した「佐賀市休日等急患センター」内にて平成 30 年 4 月 15 日から歯科診療所を運営している。

管理運営については、平成 18 年 4 月 1 日から佐賀市歯科医師会を指定管理者に指定している。

なお、当診療所は、佐賀市、多久市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町（4 市 1 町）の広域的な救急歯科医療機関であることから、佐賀市、神埼地区及び小城・多久歯科医師会の全面的な協力のもと、三地区の歯科医師会会員の輪番制による診療体制をとっている。

① 佐賀市休日歯科診療所の概要

名　　称	佐賀市休日歯科診療所
所 在 地	佐賀市水ヶ江一丁目 12 番 11 号
設 置 者	佐賀市
管 理 運 営	指定管理者　一般社団法人　佐賀市歯科医師会
設 立 年 月 日	昭和 61 年 8 月 3 日
延 床 面 積	100.12 ㎡
診 療 日	日曜日、休日、12 月 31 日～1 月 3 日
診 療 時 間	午前 9 時 30 分～午後 4 時
電 話 番 号	0952-24-1426

② 佐賀市休日歯科診療所の市町別患者数　（単位：人）

年　　度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
診 療 日 数	69	69	71	71	71
佐 賀 市	558	528	584	598	563
多 久 市	23	12	17	22	28
小 城 市	87	73	71	82	86
神 埼 市	51	42	42	57	69
吉野ヶ里町	17	15	13	33	20
そ の 他	82	105	105	133	89
合　　計	818	775	832	925	855

(5) 佐賀市休日夜間こども診療所

休日の昼夜間における小児科の急病患者について初期救急医療を確保し、子育てに対する親の不安感、負担感の解消・軽減を図るため、平成12年4月8日に「佐賀市休日急患センター」（佐賀市休日こども診療所）を開設した。

開設当初は、「土曜日」及び「日曜・休日」の診療であったが、平成17年9月1日から「平日夜間」（午後8時から午後10時まで）の診療を開始しており、小児初期救急医療体制の充実並びに第二次・第三次救急医療体制との連携について強化を図っている。

平成18年4月1日からは、佐賀市医師会を指定管理者に指定し、管理運営を任せている。

平成30年4月9日に、ほほえみ館敷地内（兵庫北）から県病院跡地（水ヶ江）に移転した。

① 佐賀市休日夜間こども診療所の概要

名　　称	佐賀市休日夜間こども診療所
所 在 地	佐賀市水ヶ江一丁目12番11号
設 置 者	佐賀市
管理運営	指定管理者　一般社団法人　佐賀市医師会
設立年月日	平成12年4月8日
延床面積	444.01㎡
診 療 日	年間365日
診療時間	土曜日　：午後5時～午後10時 日曜日、休日、12月31日～1月3日：午前9時～午後10時 平日　：午後8時～午後10時
電話番号	0952-24-1400

② 佐賀市休日夜間こども診療所の市町別患者数　（単位：人）

年度 / 市町名	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	平日	土・日休日	合計	平日	土・日休日	合計	平日	土・日休日	合計
佐賀市	1,663	7,281	8,944	1,517	5,837	7,354	1,444	5,587	7,031
多久市	46	204	250	43	167	210	24	130	154
小城市	258	1,332	1,590	221	1,032	1,253	195	967	1,162
神埼市	137	591	728	133	552	685	135	464	599
吉野ヶ里町	50	260	310	39	183	222	34	156	190
その他県内	109	467	576	103	450	553	90	421	511
県外	60	425	485	62	417	479	77	313	390
合計	2,323	10,560	12,883	2,118	8,638	10,756	1,999	8,038	10,037

(6) 看護学校運営費補助事業

平成18年の診療報酬改定により、新たな看護師の配置基準が設けられ、地域医療を担う看護師不足の問題が生じていたことから、平成20年度から看護学生の経済的負担の軽減と、

看護教育の充実を図り、看護師及び准看護師の養成を行うため、佐賀市医師会立看護専門学校に対し運営費の一部を助成している。

この補助事業は、佐賀中部保健医療圏の 4 市 1 町（佐賀市・多久市・小城市・神埼市・吉野ヶ里町）で取り組み、補助金に関する事務を佐賀市で行っている。

① 補助金額

年　度	補助金総額	うち佐賀市負担額
令和 7 年度	13,507,000 円	10,798,223 円

② 佐賀市医師会立看護専門学校生徒数（令和 8 年 3 月末現在）　（単位：人）

課　程	生徒定員				生徒数			
	1 年	2 年	3 年	計	1 年	2 年	3 年	計
看護専門課程（看護科）	40	80	80	200	38	35	51	124
看護高等課程（准看護科）	80	80		160	36	56		92
合　計	120	160	80	360	74	91	51	216

③ 卒業生の進路状況　（単位：人）

区　分		令和 7 年度		
		専門課程	高等課程	計
看護職としての就職先	佐賀市	20	33	53
	多久市	0	0	0
	小城市	2	3	5
	神埼市	0	1	1
	吉野ヶ里町	2	0	2
	その他県内	2	0	2
	県外	16	0	16
	小計	42	37	79
進　学		1	10	11
その他（未就職等）		8	9	17
合　計		51	56	107

２　佐賀市健康づくり計画「いきいきさがし２１」

本計画は、本市の健康づくり施策に関する基本的な考え方について定めるものであり、「第 3 次佐賀市総合計画」の方針に沿った健康づくりに関する個別計画として、また「第 3 次佐賀県健康プラン（佐賀県健康増進計画）」や国の「健康日本 21（第 3 次）」の基本的方向性を踏まえ、市民の生涯を通じた健康づくりのための計画として平成 26 年度に策定した。

さらに、本市において策定している「佐賀市子ども・子育て支援事業計画」、「第 3 次佐賀市食育推進基本計画」、「佐賀市第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第 4 期特定健康診査等実施計画」、「佐賀市高齢者保健福祉計画」、「佐賀市自殺対策計画」等とも整合性を図ったものである。

(1)　策定の目的

市民の生活習慣の改善及び環境整備等を図ることで、健康寿命を延伸することを目的とする。

(2)　基本理念

全ての市民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現

(3)　基本的方向

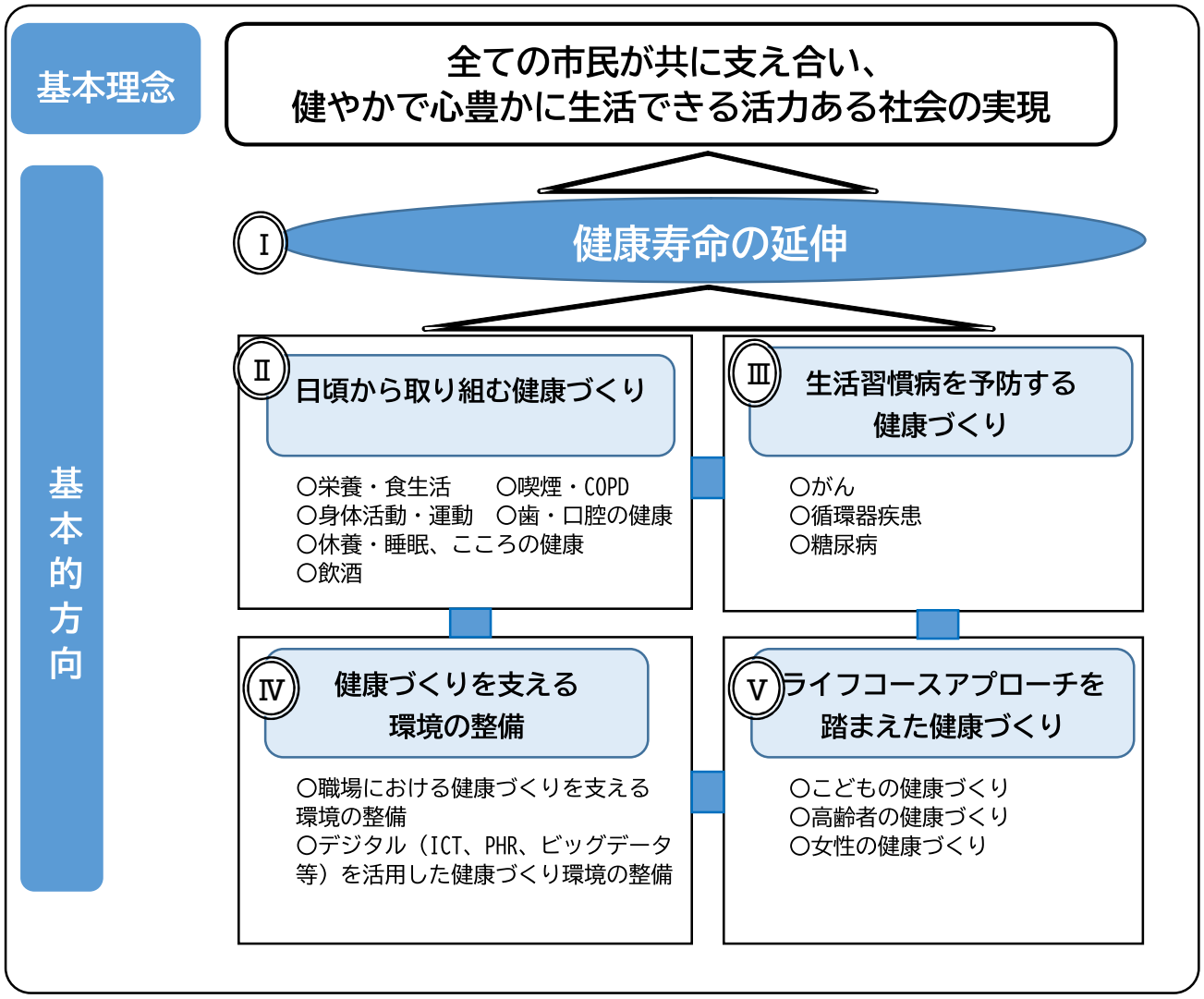
① 健康寿命の延伸
② 日頃から取り組む健康づくり
③ 生活習慣病を予防する健康づくり
④ 健康づくりを支える環境の整備
⑤ ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

(4)　計画の期間

本計画は、国の「健康日本 21（第 3 次）」等との整合を図り、計画期間を令和 7 年度から令和 18 年度までの 12 年間とする。また、社会情勢の変化や各種制度、法令の改正などを踏まえ、中間年度である令和 12 年度に中間評価を行い、必要に応じて見直しを行うものとする

(5)　第３次計画の基本理念と基本的方向

急激な少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、個々人の生活習慣の改善に加え社会環境の改善を図るとともに、前計画の理念を踏まえて、以下を計画の理念とする。



(6) 「いきいきさがし２１（第３次）」の目標項目

基本的方向	施策の柱	目標項目
Ⅰ 健康寿命の延伸		○平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加 ○市民の主観的な幸福感の向上
Ⅱ 日頃から取り組む健康づくり	栄養・食生活	○適正体重を維持している人の増加（肥満及びやせの減少） ○高血圧の改善 ○脂質（LDL コレステロール）高値の人の減少 ○糖尿病有病者の増加の抑制 ○バランスの良い食事をとっている人の増加
	身体活動・運動	○運動習慣者の増加 ○日常生活における歩数の増加 ○身体活動量の増加 ○運動やスポーツを習慣的に行っていないこどもの減少
	休養・睡眠、こころの健康	○睡眠で休養がとれている人の増加 ○自殺者の減少
	飲酒	○生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の減少 ○妊娠中の飲酒率の減少
	喫煙・COPD	○成人の喫煙率の減少 ○妊娠中の喫煙率の減少 ○COPD による死亡の減少
	歯・口腔の健康	○乳幼児・学童期におけるむし歯のないこどもの増加 ○歯周病を有する人の減少 ○喪失歯のない人の増加 ○よく噛んで食べることができる人の増加
Ⅲ 生活習慣病を予防する健康づくり	がん	○がんによる死亡の減少 ○がん検診受診者の増加 ○HPV ワクチンの実施率の増加
	循環器疾患	○脳血管疾患による死亡の減少 ○【再掲】高血圧の改善 ○【再掲】脂質（LDL コレステロール）高値の人の減少 ○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少 ○特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上
	糖尿病	○糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数の減少 ○治療継続者の増加 ○血糖コントロール不良者の減少 ○【再掲】糖尿病有病者の増加の抑制 ○【再掲】特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上
Ⅳ 健康づくりを支える環境の整備	職場における健康づくりを支える環境の整備	○スマート・ライフ・プロジェクト活動企業・団体の増加 ○健康経営に取り組む事業所数の増加
	デジタル（ICT、PHR、ビックデータ等）を活用した健康づくり環境の整備	
Ⅴ ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり	こどもの健康づくり	○【再掲】適正体重を維持している人の増加 ○【再掲】運動やスポーツを習慣的に行っていないこどもの減少 ○妊娠中の喫煙率・飲酒率の減少
	高齢者の健康づくり	○中重度の要介護者（要介護2～5）の増加の抑制 ○生活機能の維持向上 ○低栄養傾向（BMI20以下）の高齢者の減少 ○社会活動を行っている高齢者の増加
	女性の健康づくり	○20～30 歳代女性のやせの減少 ○骨粗しょう症検診受診率の向上 ○生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している女性の減少 ○【再掲】妊娠中の喫煙率・飲酒率の減少

(7) 評価項目一覧

Ⅰ 健康寿命の延伸

【いきいきさがし21（第3次）】							参考：国【健康日本21（第3次）】				
分野	項目		市の現状値		市の目標値（R16）	データソース	項目		国の現状値		国の目標値（R14）
健康寿命の延伸	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加						健康寿命の延伸				
	男性	平均寿命	81.18 年	R4	平均寿命と健康寿命の差の縮小	①	男性	平均寿命	81.41 年	R1	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
		健康寿命	80.30 年					健康寿命	72.68 年		
		差	0.88 年					差	8.73 年		
	女性	平均寿命	87.15 年				女性	平均寿命	87.45 年		
		健康寿命	84.94 年					健康寿命	75.38 年		
		差	2.21 年					差	12.07 年		
	市民の主観的な幸福感の向上										
	幸福の程度を 10 点満点中 7 点以上と回答した人の割合		60.3%	R4	増加	②					

Ⅱ 日頃から取り組む健康づくり

【いきいきさがし21（第3次）】						参考：国【健康日本21（第3次）】			
分野	項目	市の現状値		市の目標値（R16）	データソース	項目	国の現状値		国の目標値（R14）
栄養・食生活	適正体重を維持している人の増加（肥満及びやせの減少）								
	全出生中の低出生体重児の割合	8.1%	R4	減少	③				
	肥満傾向にあるこどもの割合	10.3%			④	児童・生徒における肥満傾向児の割合	10.96%	R3	減少（R7）
	20～30 歳代女性のやせの割合	14.2%			⑤	BMI18.5 以上 25 未満（65 歳上は BMI20 を超え 25 未満）の者の割合	60.3%	R1	66.0%
	30～60 歳代男性の肥満者の割合	36.0%			⑥				
	40～60 歳代女性の肥満者の割合	20.9%			⑦				
	低栄養傾向（BMI20 以下）の高齢者（65～74 歳）の割合	19.1%							
	高血圧の改善								
	Ⅰ度高血圧以上の人の割合	21.0%	R4	減少	⑦	収縮期血圧の平均値（40 歳以上、内服加療中の人も含む）	131.1mmHg	R1	R6 から 5mmHg の低下

栄養・食生活	**脂質（LDL コレステロール）高値の人の減少**								
	LDL コレステロール 160mg/dl 以上の人の割合	10.6%	R4	減少	⑦	LDL コレステロール 160mg/dl 以上の人の割合（40 歳以上、内服加療中の人も含む）	11.0%	R1	R6 から 25%の減少
	糖尿病有病者の増加の抑制					糖尿病有病者の増加の抑制			
	HbA1c（NGSP 値）6.5 以上または糖尿病の内服治療薬の人の割合	14.7%	R4	増加の抑制	⑦	糖尿病有病者数（糖尿病が強く疑われる人）の推計値	約 1,000 万人	H28	1,350 万人
	バランスの良い食事をとっている人の増加								
	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を 1 日 2 回以上、ほぼ毎日食べている人の割合	71.1%	R2	80.0%（R8）	⑧	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日々がほぼ毎日の者の割合	なし（参考値）37.7%	R3	50.0%
身体活動・運動	**運動習慣者の増加**								
	運動習慣者の割合（1回 30 分以上の運動を週 2 回以上実施し、1 年以上継続している人）	42.5%	R4	増加	⑨	運動習慣者の割合（1 日 30 分以上の運動を週 2 回以上実施し、1 年以上継続している者の割合）	28.7%	R1	40.0%
	日常における歩数の増加								
	SAGATOCO 登録者の平均歩数	5,409 歩	R4	7,000 歩	⑩	1 日の歩数の平均値	6,278 歩	R1	7,100 歩
	身体活動量の増加								
	日常において身体活動を 1 日 1 時間以上実施している人の割合	53.4%	R4	増加	⑪				
	運動やスポーツを習慣的に行っていないこどもの減少								
	1 週間の総運動時間（体育授業除く）が 60 分未満の児童の割合（小 5 女子）	15.5%	R5	減少	⑫	1 週間の総運動時間（体育授業除く）が 60 分未満の児童の割合（小 5 女子）	14.4%	R3	7.2%（R8）

【いきいきさがし21（第3次）】						参考：国【健康日本21（第3次）】			
分野	項目	市の現状値		市の目標値（R16）	データソース	項目	国の現状値		国の目標値（R14）
休養・睡眠・こころの健康	睡眠で休養がとれている人の増加								
	睡眠で休養がとれている人の割合	77.3%	R4	80.0%	⑪	睡眠で休養が取れている人の割合	78.3%	H30	80.0%
	自殺者の減少								
	自殺死亡率（人口 10 万対）	15.2	R4	10.4（R10）	⑬				
飲酒	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の減少								
	（男性） 1 日当たりの純アルコール摂取量が 40g以上の人の割合	13.0%	R4	減少	⑪	1 日当たりの純アルコール摂取量が男性 40g以上、女性 20g以上の人の割合	11.8%	R1	10.0%
	（女性）1 日当たりの純アルコール摂取量が 20g以上の人の割合	8.6%							
	妊娠中の飲酒率の減少								
	妊娠中の飲酒率	0.3%	R4	減少	⑤				
喫煙・COPD	**成人の喫煙率の減少**								
	男性の喫煙率	22.2%	R4	減少	⑪	20 歳以上の人の喫煙率	16.7%	R1	12.0%
	女性の喫煙率	5.0%							
	妊娠中の喫煙率の減少					妊娠中の喫煙をなくす			
	妊娠中の喫煙率	2.4%	R4	減少	⑤	妊婦の喫煙率	1.9%	R3	0%（R7）
	COPD による死亡の減少								
	COPD の死亡率（人口 10 万対）	15.2	R4	減少	③				
歯・口腔の健康	**乳幼児・学童期におけるむし歯のないこどもの増加**								
	3 歳児におけるむし歯のないこどもの割合	85.1%	R4	95.0%	⑭				
	12 歳時におけるむし歯のないこどもの割合	68.8%		80.0%					
	歯周病を有する人の減少								
	40 歳以上における歯周炎を有する人の割合	47.1%	R4	減少	⑮	40 歳以上における歯周炎を有する人の割合	57.2%	H28	40.0%

歯・口腔の健康	喪失歯のない人の増加								
	40 歳における喪失歯のない人の割合	84.9%	R4	増加	⑮				
	よく噛んで食べることができる人の割合								
	50 歳以上における咀嚼良好者の割合	73.9%	R4	80.0%	⑨	50 歳以上における咀嚼良好者の割合	71.0%	R1	80.0%

Ⅲ　生活習慣病を予防する健康づくり

【いきいきさがし21（第3次）】						参考：国【健康日本21（第3次）】			
分野	項目	市の現状値		市の目標値（R16）	データソース	項目	国の現状値		国の目標値（R14）
がん	**がんによる死亡者の減少**								
	佐賀市におけるがんの年齢調整死亡率（人口10万対）※H27 モデル人口					**がんの年齢調整死亡率の減少（人口10万対）※S60 モデル人口**			
	悪性新生物（全部位）	304.4	H24～R4	減少	③	悪性新生物（全部位）	110.1	R3	減少（R10）
	肝及び肝内胆管	30.7							
	胃	36.0							
	気管、気管支及び肺	57.1							
	直腸 S 字結腸移行部及び直腸	9.3							
	乳房	12.8							
	子宮	10.1							
	がん検診受診者の増加								
	69歳以下のがん検診受診率								
	胃がん	17.6%	R4	60.0%	⑯	胃がん	男性	48.0%	R1 60.0%（R10）
							女性	37.1%	
	肺がん	20.8%				肺がん	男性	53.4%	
							女性	45.6%	
	大腸がん	24.0%				大腸がん	男性	47.8%	
							女性	40.9%	
	乳がん	44.1%				乳がん	女性	47.4%	
	子宮がん	70.8%		80.0%		子宮頸がん	女性	43.7%	
	がん検診精密検査受診率								
	胃がん	82.2%	R3	90.0%	⑯				
	肺がん	82.9%							
	大腸がん	73.3%							
	乳がん	87.4%							
	子宮がん	88.0%							
	HPV ワクチンの実施率の増加								
	HPV ワクチンの実施率 第1回	53.6%	R4	増加	⑰				
	第 2 回	52.6%							
	第 3 回	42.4%							

【いきいきさがし21（第3次）】						参考：国【健康日本21（第3次）】			
分野	項目	市の現状値		市の目標値（R16）	データソース	項目	国の現状値		国の目標値
循環器疾患	脳血管疾患による死亡の減少					脳血管疾患・心疾患の年齢調整死亡率の減少			
	佐賀市における脳血管疾患の年齢調整死亡率（人口 10 万対）					脳血管疾患・心疾患の年齢調整死亡率（人口 10 万対）			
	全体	82.4	H24～R4	減少	③				
	男性	112.3				男性	287.5	R3	減少（R10）
	女性	64.1				女性	165.3		
	【再掲】高血圧の改善								
	Ⅰ度高血圧以上の人の割合	21.0%	R4	減少	⑦	収縮期血圧の平均値（40 歳以上、内服加療中の人も含む）	131.1 mmHg	R1	R6 から 5 mmHg の低下
	【再掲】脂質（LDL コレステロール）高値の人の減少								
	LDL コレステロール値が 160mg/dl 以上の人の割合	10.6%	R4	減少	⑦	LDL コレステロール値が 160mg/dl 以上の人の割合（40 歳以上、内服加療中の人も含む）	11.0%	R1	R6 から 25%の減少
	メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少								
	メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合	33.6%	R4	減少	⑦	メタボリックシンドロームの該当者数及び予備軍の人数	約 1,619 万人	R3	H20 と比べて 25%減少
	特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上								
	特定健康診査の実施率	33.5%	R4	60.0%	⑱	特定健康診査の実施率	56.5%	R3	70%(R11)
	特定保健指導の実施率	53.5%				特定保健指導の実施率	24.6%		45%(R11)
糖尿病	糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数の減少					糖尿病の合併症（糖尿病腎症）の減少			
	糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数（人／人中）	33 人/64 人中	R4	減少	⑲	糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数	15,271 人	R3	12,000 人
	治療継続者の割合の増加								
	HbA1c（NGSP 値）6.5%以上のうち糖尿病の内服治療中の人の割合	60.7%	R4	増加	⑦	治療継続者の割合	67.6%	R1	75.0%
	血糖コントロール不良者の減少								
	HbA1c(NGSP 値) 8.0%以上の人の割合	1.7%	R4	減少	⑦	HbA1c8.0%以上の者の割合	1.32%	R1	1.0%
	【再掲】糖尿病有病者の増加の抑制					糖尿病有病者の増加の抑制			
	HbA1c(NGSP 値) 6.5%以上または糖尿病の内服治療中の人の割合	14.7%	R4	増加の抑制	⑦	糖尿病有病者数の推計値	約 1,000 万人	H28	1,350 万人
	【再掲】特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上								
	特定健康診査の実施率	33.5%	R4	60.0%	⑱	特定健康診査の実施率	56.5%	R3	70%（R11）
	特定保健指導の実施率	53.5%				特定保健指導の実施率	24.6%		45%（R11）

Ⅳ　健康づくりを支える環境の整備

【いきいきさがし21（第3次）】						参考：国【健康日本21（第3次）】			
分野	項目	市の現状値		市の目標値（R16）	データソース	項目	国の現状値		国の目標値（R14）
職場における健康づくりを支える環境の整備	スマート・ライフ・プロジェクト活動企業・団体の増加								
	スマート・ライフ・プロジェクト活動企業・団体数	県内 27	R4	増加	⑳	スマート・ライフ・プロジェクトへ参画し活動している企業・団体数	なし	―	1,500 団体
	健康経営に取り組む事業所数の増加								
	健康経営に取り組む事業所数	県内 769	R4	県内 1,000	㉑	保険者とともに健康経営に取り組む企業数	12 万 9,040 社	R4	10 万社（R7）

Ⅴ　ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

【いきいきさがし21（第3次）】						参考：国【健康日本21（第3次）】			
分野	項目	市の現状値		市の目標値（R16）	データソース	項目	国の現状値		国の目標値（R14）
こどもの健康づくり	【再掲】適正体重を維持している人の増加（肥満及びやせの減少）								
	【再掲】全出生中の低出生体重児の割合	8.1%	R4	減少	③				
	【再掲】肥満傾向にあるこどもの割合	10.3%			④	【再掲】児童・生徒における肥満傾向児の割合	10.96%	R3	減少（R7）
	【再掲】20～30 歳代女性のやせの割合	14.2%			⑤	【再掲】BMI18.5 未満の20～30 歳代の女性の割合	18.1%	R1	15.0%
	【再掲】運動やスポーツを習慣的に行っていないこどもの減少								
	1 週間の総運動時間（体育授業除く）が 60 分未満の児童の割合（小5女子）	15.5%	R5	減少	⑫	1 週間の総運動時間（体育授業除く）が 60 分未満の児童の割合（小5女子）	14.4%	R3	7.2%（R8 までに）
	妊娠中の喫煙率・飲酒率の減少								
	【再掲】妊娠中の喫煙率	2.4%	R4	減少	⑤	妊婦の喫煙率	1.9%	R3	0%
	【再掲】妊娠中の飲酒率	0.3%							
高齢者の健康づくり	中重度の要介護者（要介護2～5）の増加の抑制								
	1号被保険者における中重度の要介護者の割合	7.3%	R4	減少	㉒				
	1号被保険者における中重度の要介護者の数	4,881 人		増加の抑制					
	生活機能の維持向上								
	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い人の割合（65 歳以上）	54.5%	R4	増加	⑨				

高齢者の健康づくり	日常において身体活動を1日1時間以上実施している人の割合（65歳以上）	55.0%							
	低栄養傾向（BMI20以下）の高齢者の減少								
	【再掲】低栄養傾向（BMI20以下）の高齢者65～74歳）の割合	19.1%	R4	減少	⑥	【再掲】BMI20以下の高齢者（65歳以上）の割合	16.8%	R1	13.0%
	社会活動を行っている高齢者の増加								
	地域の行事や活動に参加している人の割合（70歳以上）	35.0%	R4	増加	②	いずれかの社会活動（就労・就学を含む）を行っている高齢者（65歳以上）の割合	なし	―	R6から10%の増加
女性の健康づくり	20～30歳代女性のやせの減少								
	【再掲】20～30歳代女性のやせの割合	14.2%	R4	減少	⑤	【再掲】BMI18.5未満の20～30歳代女性の割合	18.1%	R1	15.0%
	骨粗しょう症検診受診率の向上								
	骨粗しょう症検診受診率	8.1%	R4	15.0%	㉓	骨粗しょう症検診受診率	5.3%	R3	15.0%
	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している女性の減少								
	【再掲】1日当たりの純アルコール摂取量が20g以上の女性の割合	8.6%	R4	減少	⑪	【再掲】1日当たりの純アルコール摂取量が20g以上の女性の割合	9.1%	R1	6.4%
	【再掲】妊娠中の喫煙率・飲酒率の減少					妊娠中の喫煙をなくす			
	【再掲】妊娠中の喫煙率	2.4%	R4	減少	⑤	妊婦の喫煙率	1.9%	R3	0%
	【再掲】妊娠中の飲酒率	0.3%							

【データソース】
① 佐賀市健康づくり課調べ
（平成24年度厚生労働科学研究費補助金による健康寿命の算定方法の指針）
②市民意向調査
③保健統計年報（佐賀県）
④学校保健統計
⑤プレママアンケート
⑥30代の検診・佐賀市国民健康保険の特定検診結果
⑦佐賀市国民健康保険の特定検診結果
⑧佐賀市食育推進基本計画
食育に関するアンケート調査（20～69歳）
⑨特定検診問診票による聞き取り（佐賀市）
⑩佐賀県公式ウォーキングアプリ「SAGATOCO」
⑪30代の検診・特定検診問診票による聞き取り（佐賀市）
⑫全国体力・運動能力、運動習慣等調査
⑬地域における自殺の基礎資料（自殺日、居住地）
⑭ヘルシースマイル佐賀21
⑮佐賀市歯周病検診
⑯佐賀市がん検診結果
⑰佐賀市健康づくり課調べ
⑱特定検診等データ管理システム
《国保連合会　法定報告》
⑲人工透析患者数調（佐賀県）
⑳スマート・ライフ・プロジェクトHP
㉑佐賀県健康福祉政策課調べ
㉒佐賀中部広域連合認定審査会データ
㉓佐賀市骨粗しょう症検診

３　保健予防

(1)　概要

高齢化の急速な進展や過食、偏食等の食生活の変化などに伴い、疾病構造も変化し、疾病全体に占めるがん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病による死亡者数が増加し、その割合は全死因の約半数を占めています。また、医療費に占める割合も国民医療費の約 3 分の 1 となっており、生活習慣病の予防に重点を置いた取組が重要かつ喫緊の課題となっています。

そこで、本市においても健康寿命の延伸をめざし、栄養・運動等の生活習慣改善を支援するための情報発信や健康教室等の実施、また、糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症予防と重症化予防に努めています。

○　佐賀市における主要死因別死亡者数・死亡割合（令和 6 年）

順　位	主 要 死 因	死亡者数 （人）	割　合 （%）
1	悪性新生物	697	23.2
2	老衰	392	13.1
3	心疾患	314	10.5
4	脳血管疾患	176	5.9
5	肺炎	175	5.8
6	誤嚥性肺炎	149	5.0
7	新型コロナウイルス感染症	73	2.4
8	アルツハイマー病	67	2.2
9	腎不全	63	2.1
10	不慮の事故	61	2.0
	その他	832	27.8
合計		2,999	100.0

(2) 健康診査事業・結核予防事業の実施状況（令和７年度）

健(検)診の種類	対象者	健(検)診内容	1人当たりの経費(税込)（自己負担額を含む）（円）			うち自己負担額（円）
特定健診	佐賀市国民健康保険の加入者で40～74歳の者	〔必須〕問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、尿検査、血液検査 〔詳細〕心電図、貧血、クレアチニン、眼底検査	(集団)		6,604	1,000
			(個別)		8,448	
健康増進法に基づく健康診査	40歳以上の者で生活保護世帯に属する者等	〔必須〕問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、尿検査、血液検査 〔詳細〕心電図、貧血、クレアチニン、眼底検査	(集団)		6,604	無　料
			(個別)		8,448	
30代の健診	30～39歳の者	問診、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査 新規：B型C型肝炎ウイルス検査 C型のみ:C型肝炎ウイルス検査 B型のみ:B型肝炎ウイルス検査	(集団)	30～39歳の新規	7,798	700
				30～39歳のC型のみ	6,830	
				30～39歳のB型のみ	6,478	
				30～39歳の継続	5,453	
肝炎ウイルス検査	佐賀市国保の特定健診、後期高齢者健診又は健康増進法に基づく健康診査受診者	新規:B型C型肝炎ウイルス検査 C型のみ:C型肝炎ウイルス検査 B型のみ:B型肝炎ウイルス検査	(集団)	40歳以上の新規	2,345	無　料
				40歳以上のC型のみ	1,377	
				40歳以上のB型のみ	1,025	
結核検診	65歳以上で肺がん検診を受診する者	胸部Ｘ線検査	(集団)		1,688	無　料
肺がん検診	40歳以上の者	胸部Ｘ線検査 ハイリスク者には、３日間連続の喀痰検査	(集団)	撮影+読影	1,951	無　料
				読影	289	
				喀痰	3,295	
胃がん検診	40歳以上の者	胃部Ｘ線検査	(集団)		6,684	無　料
	50・52・54・56・58・60・62・64・66・68歳の者	胃内視鏡検査	(個別)		17,607	4,000
子宮がん検診	20歳以上の女性	視診、内診、細胞診	(集団)	頸がん	4,529	500
			(個別)	頸がん	5,896	1,300
				頸がん・体がん	9,526	2,100
				細胞診検査	2,163	
ＨＰＶ検査	30歳以上で子宮頸がん検診を受診する者	ウイルス検査	(集団)		4,304	1,000
			(個別)		3,960	
乳がん検診	40歳以上の女性	マンモグラフィ (40歳代は2方向、50歳以上は1方向撮影)	(集団)	Ｘ線検査（1方向）	4,181	500
				Ｘ線検査（2方向）	5,659	
			(個別)	Ｘ線検査（1方向）	4,742	
				Ｘ線検査（2方向）	6,649	
大腸がん検診	40歳以上の者	便潜血検査 （２日法）	(集団)		1,341	無　料
			(個別)	（検診）	3,201	
				（検査）	1,176	
前立腺がん検診	50歳以上の男性	ＰＳＡ検査	(集団)		2,229	500
			(個別)	特定健診等と同時実施	2,915	
				PSA検査を単独実施	3,355	
骨粗しょう症検診	40･45･50･55･60･65･70歳の女性	骨量測定 （Ｘ線検査又は超音波検査）	(集団)		1,645	500
			(個別)		5,156	1,400
歯周病検診	20歳以上の者	歯科医師の診察及び歯科衛生士のブラッシング指導	(集団)	歯科医師の診察(委託)	4,006	無　料
				ﾌﾞﾗｯｼﾝｸﾞ指導(直営)	2,920	
	40・50歳の者		(個別)		4,070	

健（検）診の種類	受診者数（人）	積極的支援	動機付け支援	情報提供	再掲:要精密者数（人）
特定健診	9,262	292	904	8,066	1,535
健康増進法に基づく健康診査	77	8	13	56	23

※精密結果は、令和８年５月末現在の数値を掲載

健（検）診の種類	受診者数（人）	要精密者数（人）	要精密率（%）	精密結果内訳（人）				
３０代の健診	318	21	6.6	要医療	要観察・要指導		異常なし	
				2	4		0	
肝炎ウイルス検査	668							
結核検診	5,851	81	1.4	活動性	陳旧性		その他	異常なし
				0	1		47	8
肺がん検診	8,716	124	1.4	肺がん	がん疑い		その他	異常なし
				1	8		57	30
胃がん検診	2,627 (再掲:内視鏡) (170)	195 (11)	7.4 (6.5)	胃がん	がん疑い		その他	異常なし
				1	0		111	20
子宮がん検診	8,809 (再掲:体部) (426)	338 (10)	3.8 (2.3)	子宮がん	高度異形成(CIN3)(上皮内がん含む)	軽～中等度異形成(CIN1～2)	その他	異常なし
				5	19	136	46	76
ＨＰＶ検査	5,127							
乳がん検診	5,919	273	4.6	乳がん	がん疑い		その他	異常なし
				14	0		101	98
大腸がん検診	10,387	790	7.6	大腸がん	がん疑い		その他	異常なし
				14	5		328	67
前立腺がん検診	3,129	320	10.2	前立腺がん	がん疑い		その他	異常なし
				27	1		86	49
骨粗しょう症検診	775	146	18.8	骨粗鬆症	骨粗鬆症以外		異常なし	
				46	11		17	
歯周病検診	462	287	62.1	治療	経過観察		指導	他機関紹介
				108	21		3	0

４　予防接種事業

予防接種事業の概要（令和７年度）

法	種　別	対象者	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（%）	医療機関委託料（接種1回当り）	自己負担額	実施時期
予防接種法	ロタウイルス	ロタリックス（2回接種）：生後6週0日後から生後24週0日後まで ロタテック（3回接種）：生後6週0日後から32週0日後まで	1,288	1,406 (3,020)	109.2	ロタリックス 16,566円 ロタテック 11,539円	無料	通年
		接種者数の（）は、延接種者数						
	ＢＣＧ	1歳に至るまで	1,413	1,278	90.4	12,881円		
	B型肝炎	1歳に至るまで	3,864	3,809	98.6	8,525円		
	ヒブ（インフルエンザ菌ｂ型）	生後2か月から5歳に至るまで 接種者数の（）は、延接種者数	－	53 (53)	－	3歳の誕生日の前々日まで 11,331円 3歳以上 9,901円		
	小児用肺炎球菌	生後2か月から5歳に至るまで 接種者数の（）は、延接種者数	5,220	2,562 (5,168)	99.0	3歳の誕生日の前々日まで 13,816円 3歳以上 12,386円		
	五種混合（ジフテリア 百日咳 破傷風 不活化ポリオ ヒブ）	生後2か月から7歳6か月に至るまで	5,667	5,099	90.0	3歳の誕生日の前々日まで 22,308円 3歳以上 20,878円		

法	種　別	対象者	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（%）	医療機関委託料（接種1回当り）	自己負担額	実施時期
予防接種法	四種混合（ジフテリア 百日咳 破傷風 不活化ポリオ）	生後2か月から7歳6か月に至るまで	982	410	41.8	3歳の誕生日の前々日まで 13,508円 3歳以上 12,078円	無料	通年
	不活化ポリオ	生後2か月から7歳6か月に至るまで	－	16	－	3歳の誕生日の前々日まで 11,891円 3歳以上 10,461円		
	麻しん・風しん	第1期：1歳から2歳に至るまで	1,471	1,396	94.9	12,386円		
		第2期：5歳から7歳に至るまでの小学校就学前の1年間にある者	1,884	1,757	93.3	10,956円		
	風しん	第5期:昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性	318	15 (13)	－	7,414円 (10,956円)		
		()は、麻しん風しん混合接種						
	水痘	1歳から3歳に至るまで	2,954	2,630	89.0	3歳の誕生日の前々日まで 10,846円 3歳以上 9,416円		

法	種　別	対象者	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（%）	医療機関委託料（接種1回当り）	自己負担額	実施時期
予防接種法	日本脳炎	第1期：生後6か月から7歳6か月に至るまで	17,737	5,512	31.1	3歳の誕生日の前々日まで 9,306円 3歳以上 7,876円	無料	通年
		第2期：9歳から13歳に至るまで（標準接種：小学4年生）	4,125	1,913	46.4			
	二種混合（ｼﾞﾌﾃﾘｱ破傷風）	11歳から13歳に至るまで（標準接種：小学6年生）	1,943	1,747	89.9	5,896円		
	ＨＰＶ（子宮頸がん予防）	小学6年から高校1年に相当する女子 接種者数の（）は、延接種者数	4,392	838 (1,281)	19.1	2価(サーバリックス) 4価（ガーダシル） 17,083円 9価（シルガード9） 27,005円		
		キャッチアップ接種者等（経過措置） ※1 接種者数の（）は、延接種者数	1,068	713 (1,018)	66.8			

法	種　別	対象者	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（%）	医療機関委託料（接種1回当り）	自己負担額	実施時期
予防接種法	高齢者肺炎球菌	65歳※2又は60歳以上65歳未満で特定の障害を有する者	2,962	990	33.4	6,186円（生活保護者は自己負担額が無料のため8,686円）	2,500円	通年
	帯状疱疹	65歳以上※3又は60歳以上65歳未満で特定の障害を有する者	14,768	4,385※4	29.7※4	組換えワクチン（乾燥組換え帯状疱疹ワクチン）15,126円（生活保護者は自己負担額が無料のため21,626円）	6,500円（2回：13,000円）	
						生ワクチン（乾燥弱毒生水痘ワクチン）5,926円（生活保護者は自己負担額が無料のため8,426円）	2,500円	
	高齢者インフルエンザ	65歳以上又は60歳以上65歳未満で特定の障害を有する者	67,072	34,684	51.7	3,923円（生活保護者は自己負担額が無料のため 5,423円）	1,500円	10月～1月
	新型コロナウイルス	65歳以上又は60歳以上65歳未満で特定の障害を有する者	67,072	3,674	5.5	10,976円（生活保護者は自己負担額が無料のため15,576円）	4,600円	10月～3月

○接種方法は個別接種です。
○予防接種に係る業務委託先は、県医師会、県国保連合会（支払事務）、その他医療機関、養護老人ホーム等です。
○周知の方法：「市報さが」やホームページに予防接種の記事を掲載し、周知徹底を図っています。
・乳幼児の予防接種については出生の翌月に予防接種手帳を送付します。
・麻しん及び風しん（2期、5期）、二種混合、日本脳炎（2期）、高齢者肺炎球菌、帯状疱疹は、個別通知します。
・HPV（子宮頸がん予防）ワクチンの定期接種対象者については、小学6年生及び高校1年生の未完了者を対象に個別通知します。
※1 HPVキャッチアップ接種（経過措置）は、平成9年4月2日～平成21年4月1日生まれの女子で令和4～6年度までに1回以上接種した場合、令和7年度末までに残りの接種が公費対象となります。
※2 高齢者肺炎球菌については、令和6年度から接種日時点で65歳の者が対象です。
※3 帯状疱疹について、令和7年度は、当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる者と101歳以上が対象です。
※4 帯状疱疹の接種者数・接種率は、組換えワクチン(1回目)と生ワクチンの接種者数を合算して算出しています。

５　佐賀市保健福祉会館

佐賀市では、市民の健康の増進及び福祉の向上に寄与することを目的として、佐賀市保健福祉会館（愛称：ほほえみ館）を設置している。

現在ほほえみ館内には、福祉団体等の事務所があり、保健と福祉の拠点（情報の発信地）として、市民サービスの向上に努めている。

その他、館内には生涯学習施設を設けており、有料で貸し出している。

(1)　施設の概要

①　所在地　　佐賀市兵庫北三丁目８番36号(TEL 0952-30-0100)
②　建物構造　　鉄筋コンクリート造　４階建て
③　延床面積　　5,642 ㎡
④　総事業費　　24億8,999万8千円・・・地域福祉推進特別対策事業
⑤　建設期間　　平成４年度から平成６年度
⑥　竣工　　平成６年10月
⑦　供用開始　　平成７年 ４月

(2)　利用案内

①　開館時間　　午前９時から午後５時30分（利用時間は午前９時から午後５時）
②　休館日　　年末年始（12月29日から翌年１月３日まで）
③　使用申込み　　使用日の６月前の日の属する月の初日から受付

(3)　貸室の概要及び使用料

室　名	面　積	収　容 人　員	午前９時から 正　午　ま　で	午後１時から 午後５時まで	午前９時から 午後５時まで
① 教養講座室(和室)	125 ㎡	70人	2,200円	3,300円	5,500円
② 健康料理講習室	125 ㎡	50人	2,200円	3,300円	5,500円
③ 視聴覚室	204 ㎡	100人	3,300円	4,400円	7,700円
④ 音楽演劇室	83 ㎡	32人	2,200円	3,300円	5,500円
⑤ 趣味の講座室	83 ㎡	32人	2,200円	3,300円	5,500円
⑥ 軽スポーツ室	270 ㎡	150人	3,300円	4,400円	7,700円
			（個人利用）　１回につき　210 円		

(4) 貸室の利用実績

利用区分		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		利用件数（件）	利用人員（人）	利用件数（件）	利用人員（人）	利用件数（件）	利用人員（人）	利用件数（件）	利用人員（人）
一般貸出	① 教養講座室(和室)	70	1,460	58	1,264	67	1,385	80	2,202
	② 健康料理講習室	47	628	48	684	51	833	31	616
	③ 視聴覚室	67	2,855	70	3,504	95	3,758	79	3,863
	④ 音楽演劇室	166	2,990	176	2,908	178	2,927	98	1,672
	⑤ 趣味の講座室	258	4,360	239	3,746	233	2,833	206	3,405
	⑥ 軽スポーツ室	114	2,311	121	2,757	124	2,907	126	2,914
	小計	722	14,604	712	14,863	748	1,4643	620	14,672
事業利用	① 教養講座室(和室)	10	370	12	658	0	0	0	0
	② 健康料理講習室	12	414	12	427	14	466	14	474
	③ 視聴覚室	21	326	6	168	6	168	0	0
	④ 音楽演劇室	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑤ 趣味の講座室	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑥ 軽スポーツ室	25	346	22	418	27	527	42	687
	小計	68	1,456	52	1,671	47	1,161	56	1,161
合計	① 教養講座室(和室)	80	1,830	70	1,922	67	1,385	80	2,202
	② 健康料理講習室	59	1,042	60	1,111	65	1,299	45	1,090
	③ 視聴覚室	88	3,181	76	3,672	101	3,926	79	3,863
	④ 音楽演劇室	166	2,990	176	2,908	178	2,927	98	1,672
	⑤ 趣味の講座室	258	4,360	239	3,746	233	2,833	206	3,405
	⑥ 軽スポーツ室	139	2,657	143	3,175	151	3,434	168	3,601
	合計	790	16,060	764	16,534	795	15,804	676	15,833

６　保健センター

佐賀市では、市民に密着した総合的な健康づくり対策を推進し、市民の健康増進を図ることを目的として、保健センターを設置し、各種健診や健康相談・健康教室を行っている。

(1)　保健センター施設概要

名　称	住　所	建設年	建物（延床）面積	構　造	備　　考
富士保健運動センター	富士町大字古湯2685番地（富士支所内）	平成21年(2009)	193.29㎡	鉄筋コンクリート3階建（2階の一部分）	保健相談室、子育て支援室、健康増進室、男女更衣室、シャワー室
三瀬保健センター	三瀬村藤原3882番地6	平成14年(2002)	755.91㎡	木造平屋建	事務室、診察室、調理実習室、多目的ホール、流水浴施設、会議室、リラクゼーションルーム
川副保健センター	川副町大字鹿江442番地	昭和60年(1985)	761.31㎡	鉄筋コンクリート2階建	事務室、診察室、集団指導室、保健指導・健康相談室、多目的室、会議室
東与賀保健センター	東与賀町大字下古賀1193番地（東与賀保健福祉センター内）	平成4年(1992)	630.00㎡ (2階含む) 1,159.49㎡	鉄筋コンクリート2階建（1階部分）	事務室、診察室、歯科検診室、消毒室、機能訓練室、集団指導室、健康相談室、調理実習室

※平成28年(2016年)3月末日　諸富保健センター・大和健康管理センター廃止
　令和7年(2025年)3月末日　久保田保健センター廃止

(2)　保健センター利用人数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
富士保健運動センター	794人	579人	714人	779人
三瀬保健センター	4,999人	5,428人	5,215人	5,485人
川副保健センター	2,927人	3,325人	3,279人	1,874人
東与賀保健センター	4,226人	4,036人	3,970人	7,111人
久保田保健センター	5,447人	2,645人	3,065人	0人
計	18,393人	16,013人	16,243人	15,249人

7　佐賀勤労者総合福祉センター

佐賀勤労者総合福祉センター（愛称：メートプラザ佐賀）は、勤労者に教養・文化、研修、スポーツ等の活動の場を提供し、勤労者福祉の充実と勤労意欲の向上を図るため、平成 2 年 12 月、当時の雇用促進事業団により建設された施設である。

その後、平成 15 年 7 月 31 日に佐賀市に譲渡され、以降は市民の健康増進及び福祉向上を目的に利用されている。

また、平成 18 年 4 月からは「指定管理者制度」を導入しており、現在まで㈱マベックを指定管理者に指定し、施設の管理を行っている。

(1)　施設の概要

①　所在地　　佐賀市兵庫北三丁目 8 番 40 号（Tel 33-0003）
②　敷地面積　　4,500 ㎡
③　建物構造　　鉄筋コンクリート造　2 階建て
④　建物総面積　　2,203.606 ㎡
⑤　建設費総額　　7 億 9,500 万円
⑥　竣工　　平成 2 年 12 月 25 日

(2)　利用案内

①　開館時間　　午前 9 時～午後 9 時
②　休館日　　年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日）
③　使用申込み　　使用日の 6 月前の日の属する月の初日から受付
※　多目的ホールでの体育利用は、使用日の 1 月前からの受付

(3)　貸室の概要及び使用料

室　　名	面積	収容人員	利用形態	午前 9 時から正　午　ま　で	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで
①教養文化室	93 ㎡	48 人		1,900 円	2,620 円	2,620 円
②視聴覚室	96 ㎡	48 人		1,270 円	1,750 円	1,750 円
③研修室	79 ㎡	48 人		1,900 円	2,620 円	2,620 円
④大会議室	98 ㎡	72 人		2,620 円	3,850 円	3,850 円
⑤小会議室	43 ㎡	12 人		1,200 円	1,900 円	1,900 円
⑥多目的ホール	493 ㎡	406 人	ホール利用	7,030 円	9,670 円	9,670 円
			体育利用	1,270 円	1,750 円	1,750 円
⑦多目的室	80 ㎡	48 人		1,900 円	2,620 円	2,620 円

(4) 貸室の利用実績

区　分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	件数（件）	人員（人）	件数（件）	人員（人）	件数（件）	人員（人）	件数（件）	人員（人）	件数（件）	人員（人）
①教養文化室	413	6,305	394	6,690	443	7,560	515	6,754	509	6,941
②視聴覚室	616	12,124	713	15,007	726	15,858	715	13,418	810	13,063
③研修室	534	10,157	605	12,811	626	13,584	612	10,094	632	10,252
④大会議室	566	17,448	654	18,550	641	23,162	614	16,742	702	13,735
⑤小会議室	613	4,670	724	4,773	672	4,716	599	3,786	661	3,600
⑥多目的ﾎｰﾙ	644	54,185	677	71,116	811	94,798	780	73,007	813	55,677
⑦多目的室	621	11,536	671	12,781	708	13,767	655	11,665	686	10,274
計	4,007	116,425	4,438	141,728	4,627	173,445	4,490	135,466	4,813	113,542

8　高齢者の福祉

(1)　高齢者人口の推移

高齢者人口は年次を追って増加している。

年　　度	人口総数（人）	高齢者人口区分（65 歳以上）　（人）					総数に対する比率（%）
		65 歳～69 歳	70 歳～74 歳	75 歳～79 歳	80 歳以上	計	
令和 3 年度	229,433	15,410	17,134	11,297	22,647	66,488	28.98
令和 4 年度	228,553	14,894	16,811	12,069	22,759	66,533	29.11
令和 5 年度	227,066	14,645	16,229	13,008	22,903	66,785	29.41
令和 6 年度	225,700	14,304	15,530	14,020	22,967	66,821	29.61
令和 7 年度	224,390	14,036	15,058	15,345	22,553	66,992	29.86

（住民基本台帳人口：各年度 3 月末現在）

(2)　高齢者の実態　※佐賀市高齢者実態調査による

①　調査対象

調査対象者
48,609 人

※令和 6 年 4 月 1 日に 70 歳以上で、民生委員による訪問調査の対象となった方

②　在宅状況

在宅高齢者	入院中	施設入所中	その他
42,421 人	1,063 人	2,758 人	2,367 人

③　在宅高齢者の状況

世　帯　構　成	該　当　者　数
一人暮らし	8,878 人
高齢者のみ世帯人員	16,082 人
家族と同居	17,461 人
計	42,421 人

(3) 老人クラブ

① 老人クラブ数及び会員数　（令和 8 年 3 月現在）

年　度	60 歳以上人口（A）	老人クラブ数	会員数（B）	加入率（B/A）
令和 7 年度	81,188 人	224	7,731 人	9.5%

② 校区別老人クラブ結成状況　（令和 8 年 3 月現在）

校区名	クラブ数	会員数（人）	校区名	クラブ数	会員数（人）
勧興	16	484	蓮池	4	121
循誘	4	135	新栄	6	233
日新	0	0	若楠	6	289
赤松	3	61	開成	0	0
神野	4	188	諸富	21	922
西与賀	7	309	大和	7	264
嘉瀬	16	497	富士	12	526
巨勢	5	206	三瀬	6	281
兵庫	11	332	中川副	12	351
高木瀬	7	313	大詫間	0	0
北川副	5	67	南川副	8	207
本庄	7	213	西川副	7	236
鍋島	12	370	東与賀	8	263
金立	7	285	久保田	14	349
久保泉	9	229			

(4) 老人福祉センター・老人いこいの家

本市に老人福祉センター・老人いこいの家を設置し、老人の健康増進、各種相談、教養の向上、レクリエーション等の場として利用されている。

区　分	老人福祉法第 15 条 5 項に基づく老人福祉センター				
名　称	設置者	設置年月日	敷地面積	収容人員	令和7年度利用状況
所在地（電話番号）	管理運営	構　造	建物延面積		1 日平均利用数
いきがい館巨勢（佐賀市巨勢老人福祉センター）	佐賀市	昭和 43 年 5 月 10 日 平成 12 年 12 月改築	3,791 ㎡	250 人	人 18,223
佐賀市巨勢町大字高尾 83 番地 7（TEL　24－5433）	市社会福祉協議会	鉄骨造 平家建	800 ㎡		62

名　　称	設 置 者	設置年月日	敷 地 面 積	収容 人員	令和7年度 利用状況
所　在　地 （電話番号）	管理運営	構　　造	建 物 延面積		1日平均 利 用 数
いきがい館平松 （佐賀市平松老人福祉センター）	市社会福祉協議会	昭和53年2月13日	3,445㎡	160人	人 29,436
佐賀市末広二丁目12番5号 （TEL　22－0441）	市社会福祉協議会	鉄筋コンクリート造 平家建	598㎡		101
いきがい館開成 （佐賀市開成老人福祉センター）	佐 賀 市	平成6年4月1日	3,665㎡	200人	7,569
佐賀市鍋島町大字森田27番地5（TEL　32－1730）	市社会福祉協議会	鉄筋コンクリート造 平家建	955㎡		26
いきがい館大和 （佐賀市大和老人福祉センター）	佐 賀 市	昭和54年3月25日	2,488㎡	520人	7,210
佐賀市大和町大字久池井2970番地（TEL　62－0461）	市社会福祉協議会	鉄筋コンクリート造 2階建	1,218㎡		25

区　　分	老人いこいの家の設置運営について（厚生省社会局長通知）に基づく老人いこいの家				
名　　称	設 置 者	設置年月日	敷 地 面 積	収容 人員	令和7年度 利用状況
所　在　地 （電話番号）	管理運営	構　　造	建 物 延面積		1日平均 利 用 数
いきがい館金立 （佐賀市金立いこいの家）	佐賀市	昭和47年5月1日	4,013㎡	150人	人 8,924
佐賀市金立町大字千布2314番地1（TEL　98－0540）	市社会福祉協議会	鉄筋コンクリート造 平家建	531㎡		31

(5) 高齢者福祉事業

区　分	事業名	事　業　の　概　要	対　　象
高齢者の自立生活支援	高齢者保健福祉計画策定経費	3年ごとに「佐賀市高齢者保健福祉計画」を策定し、推進する	―
	高齢者住宅等安心確保経費	高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して、生活指導･相談､安否確認､一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供し、在宅生活を支援する	自炊が可能な程度の健康状態であるが身体機能の低下等又は高齢等のため独立して生活するには不安があると認められる高齢者
	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	寝具類の洗濯乾燥消毒を年2回実施する	概ね65歳以上の単身世帯及び高齢者のみ世帯、又は身体障がい者の方で、寝具の衛生管理が困難な市県民税非課税世帯の方
	日常生活用具等経費	介護保険で給付対象とならない電磁調理器・火災警報器・自動消火器を給付する	概ね65歳以上の心身機能の低下に伴い防災等の配慮が必要な一人暮らし高齢者等で市県民税非課税世帯の方
	高齢者実態調査事業	高齢者施策の資料とするため、高齢者の世帯状況・身体状況等の実態を調査する	市内在住で70歳以上の在宅の方
	安否確認事業	安否確認が必要な高齢者等に対して、定期的に居宅に訪問し、当該利用者の安否を確認し、異常があった場合は関係機関への連絡を行う	安否確認が必要かつ、概ね65歳以上の単身、高齢者のみ世帯又はこれに準ずる世帯に属する高齢者の方
	緊急通報システム整備経費	在宅の高齢者等が、佐賀市緊急通報システムを利用することで、緊急時の即応体制を整え、高齢者等の不安を解消し、生活の安全の確保を図る	概ね65歳以上の高齢者のみ世帯又は日中独居の高齢者で身体病弱な者、及び身体障がい者で緊急事態に機敏に行動することが困難な方

区　分	事業名	事　業　の　概　要	対　　象
高齢者の自立生活支援	軽度生活援助事業	一人暮らしや高齢者のみ世帯などで生活支援が必要な方に軽易な援助を行うことにより、自立した生活の継続と要介護状態への進行を防止する	概ね65歳以上の一人暮らし及び高齢者のみ世帯等の方※介護保険の要支援・要介護者は利用できない
	老人ホーム措置経費	家庭環境などの事情によって自宅での生活が困難な方を養護老人ホームに措置する	概ね65歳以上で、環境上及び経済的な理由により自宅での生活が困難な方
	老人ホーム入所審査経費	養護老人ホーム等への入所措置の適性化を図る	老人ホーム入所審査会開催に要する経費
	生活支援ハウス運営経費	職員が24時間常駐し、入居者に対し、日常生活の援助、緊急時の対応、必要なサービス利用手続きの援助等の生活支援を行う	60歳以上の単身世帯、夫婦のみの高齢者世帯及び家族による援助を得ることが困難な方で、高齢等により独立して生活するには不安のある方
	はり・きゅう・マッサージ扶助事業	施術院によるあん摩、はり、きゅう等の施術を受ける65歳以上の高齢者に対し、1回につき1,000円、年度内30回までを助成する施術券を交付する	65歳以上の方
	地域包括支援センター運営経費	地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行うために、地域包括支援センターを直営で運営する	概ね65歳以上の方
	成年後見制度利用支援経費	成年後見制度に関する相談支援や広報啓発を行い、成年後見制度の利用に関して、特に必要と認められる方を対象に、後見人等の申立て支援や後見人等に支払う報酬を助成する	65歳以上の方
	生活・介護支援サポーター養成事業	市民向けに地域づくり、福祉・介護に関する知識や技術についての講座を開催し、地域で高齢者を支える生活・介護支援サポーターを養成する	一般市民

区　分	事業名	事　業　の　概　要	対　　象
高齢者の自立生活支援	生活支援体制整備事業	第1層協議体（佐賀市介護予防・生活支援推進協議会）を設置、第2層生活支援コーディネーターを配置し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、地域づくりを推進する	一般市民
	医療連携相談支援事業	高齢者が、医療や介護が必要となっても住み慣れた地域で最期まで暮らすことができるよう、佐賀市在宅医療・介護連携支援センターの設置(令和6年度から高齢福祉課内に設置)や多職種連携研修会の実施等により、関係団体とともに医療と介護の切れ目のない連携を推進する	一般市民・医療関係者・介護関係者
	入院時コミュニケーション支援事業	重度のALS（筋萎縮性側索硬化症）患者が保険医療機関に入院した場合に、医師、看護師等と円滑な意思疎通が図れるよう支援することを目的として、当該患者とのコミュニケーションについて熟知している支援者がその入院中に付き添うために必要な費用の一部を補助する	要支援又は要介護認定を受けている重度のALS患者の方で、居宅サービス又は重度訪問介護を利用しており、入院にあたり特別なコミュニケーション技術による支援が必要な方
家族介護への支援	家族介護教室事業	高齢者を介護している家族等に対し、介護の悩みや具体的な関り方についての教室を開催し、知識や技術を習得していただくことにより、在宅生活の継続・向上を図る	高齢者を介護している家族や援助者
	介護用品支給事業	在宅で介護を受けている高齢者等に対して紙おむつ等の介護用品を支給することにより､高齢者の在宅生活の継続を支援する	65歳以上の要介護3、4または5の認定をもつ方で市県民税非課税世帯の方

区　分	事業名	事　業　の　概　要	対　　象
介護予防の推進	生活支援サービス事業（生活支援員派遣）	社会適応困難な高齢者に日常生活や家事に対する支援・指導を行う	概ね65歳以上の一人暮らし高齢者等で、日常生活の援助が必要と認められる方 ※介護保険の要支援・要介護者は利用できない
	生活支援サービス事業（短期宿泊）	65歳以上の人で、社会適応が困難な高齢者に短期間の宿泊で要介護状態への進行を予防し、日常生活での自立を促す	基本的習慣の欠如等で社会適応が困難になった、概ね65歳以上の方 ※介護保険の要支援･要介護者は利用できない
	高齢者ふれあいサロン事業	地域ボランティアの協力のもと、家に閉じこもりがちな高齢者等に対し、公民館等で健康増進活動・創作活動・娯楽活動等を実施し、高齢者の閉じこもりを防止し、生きがいづくりを支援する	家に閉じこもりがちな概ね65歳以上の高齢者等
	認知症施策推進事業	ア．ものわすれ相談室 ものわすれに関する相談を受け、必要に応じて、早期に適切な医療や介護保険・福祉サービスなどに結びつける	ものわすれが気になる方やその家族
		イ．認知症サポーター養成講座 認知症サポーター養成講座を開催し、一般市民へ認知症についての正しい知識の普及を図る	一般市民・小中学校・各種団体・市職員等
		ウ．認知症サポーター・ステップアップ講座 認知症サポーターが、地域で具体的な支援活動を行うための更なる知識や活動の場に向けての心構えや対応方法を身につけるとともに、地域で認知症に関するボランティア活動ができる人材を育成する	認知症サポーター養成講座の受講修了者で地域のボランティア活動に理解や熱意がある方

区　分	事業名	事　業　の　概　要	対　　象
介護予防の推進	認知症施策推進事業	エ．認知症地域支援推進員配置事業 医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、医療と介護の連携強化及び地域における支援体制の構築を図る	認知症の方、または認知症の疑われる方及びその家族
		オ．チームオレンジコーディネーター配置 認知症の方や家族の支援ニーズと認知症サポーター・ステップアップ講座受講者を中心とした支援をつなぐコーディネーターの役割を担うチームオレンジコーディネーターを配置し、認知症の方やその家族の支援・社会参加を促す	認知症の方、または認知症の疑われる方及びその家族
		カ．認知症初期集中支援事業 専門職からなるチームを配置し、医療・介護等必要なサービスへつなぐため包括的・集中的に関わる	認知症の方、または認知症の疑われる方及びその家族
		キ．認知症ケアパス もの忘れが気になる方やその家族を対象に、早期受診・早期対応の必要性について啓発を行う。また、相談窓口や関連する支援サービスについての情報提供を行う	認知症の方、または認知症の疑われる方及びその家族
		ク.あんしん見守り事前登録事業 認知症等により行方不明になる恐れがある方の情報を市に登録してもらい、警察署等の関係機関と事前に情報共有しておくことで、行方不明等の早期発見及び保護につなげる	認知症などが原因で行方不明になる恐れがある高齢者等
	介護予防教室事業	ア．センター版元気アップ教室 高齢者の生活習慣の改善を図るとともに、運動習慣を身に付け介護予防につなげる	65 歳以上の方 （介護保険の要介護認定者は除く）

区　分	事業名	事　業　の　概　要	対　　象
介護予防の推進	介護予防教室事業	イ．地域版元気アップ教室 高齢者の生活習慣の改善を図るとともに、運動習慣を身に付け介護予防につなげる、教室終了後は自主化につなげる	教室開催地区在住の65歳以上の方（お世話人は65歳未満でも参加可能）
		ウ．介護予防支援者養成講座 市が主催する体操を主体とした介護予防教室の支援者の養成・育成および支援者同士の交流機会を提供し、支援者が活動を継続できるよう技術的・精神的フォローを行う	市が主催する体操を主体とした介護予防教室終了後の自主グループのお世話人等
		エ．介護予防に資する通いの場支援 自主活動を継続中のグループに対し、運動等の技術指導のフォローを実施する	にこにこ運動教室、（地域版）元気アップ教室、転ばん教室終了後、自主化したグループ
		オ．脳いきいき健康塾自主グループ支援 自主活動を継続中のグループに対し、学習サポーターの配置や運営支援を実施する	脳いきいき健康塾終了後、自主化したグループ
	介護予防・生活支援サービス事業	ア．訪問型サービスＢ 掃除、洗濯、調理、薬の受け取りなど日常生活の困りごとに対する生活支援サービスを提供する団体に対し、助成を行う	介護保険の要支援認定者、事業対象者
		イ．訪問型サービスＤ 通所型サービスや一般介護予防事業における送迎を実施する団体に対し、助成を行う	
		ウ．通所型サービスＢ 運動やレクレーションなどの介護予防に資する活動で、週に１回以上の通所をする団体に対し、助成を行う	
		エ．通所型サービスＣ 入浴や外出等の日常生活行動改善のための個別プログラムを専門職により短期間集中して実施する	

区　分	事業名	事　業　の　概　要	対　　象
介護予防の推進	指定介護予防支援事業	要支援1・要支援2認定者及び事業対象者に対し、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を実施する	介護保険の要支援1・要支援2認定者及び事業対象者
	高齢者健康教育事業	高齢者ふれあいサロンや老人クラブなどに出向き、介護予防のための健康教育を実施する	65歳以上の方
	データ活用による介護予防推進事業	医療・介護や健診、高齢者実態調査のデータを活用し、フレイルの状態等に応じたアプローチを実施する	65歳以上の方
介護保険事業の円滑な推進	佐賀中部広域連合負担金	広域的な事務処理の共同化を推進することにより、介護保険制度の安定的かつ効率的な運用を図る	佐賀中部広域連合規約により、構成市町は、均等割1割、人口割6割、高齢者人口割3割の負担をする（一般経費分）
	介護保険関係経費	介護保険制度に関するシステム運用等の事務処理を行う	65歳以上の方 40歳～64歳の要介護認定を受けた方
	社会福祉法人利用者負担減免事業	低所得の介護保険サービス受給者の利用者負担額を軽減した社会福祉法人に対し、軽減した額の一部を助成する	低所得者の介護保険サービスに係る利用者負担を軽減した社会福祉法人
	高齢者相談事業	高齢者とその家族を対象とした介護保険・高齢者福祉・生活支援サービスの相談窓口を設置し、サービスの充実・強化を図り、高齢者の在宅生活を支援する	概ね65歳以上の方
	地域介護施設開設補助事業 （佐賀市地域医療介護総合確保基金事業）	地域密着型サービス施設等の開設を行う法人に対して、整備助成及び間接準備経費等の一部を補助し、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の開設を行う法人

区　分	事業名	事　業　の　概　要	対　　象
高齢者の生きがいづくり・社会参加の促進	老人福祉センター等運営事業	高齢者が健康で明るい生活を送ることができるよう、生活や健康などの各種相談に応じ、健康増進、教養の向上及びレクリエーションの便宜を図る	60歳以上の方
	老人センター各種講座	ア．巨勢シルバーカレッジ事業 高齢者の生きがい対策として、健康料理、健康体操、郷土史、園芸等の講座をいきがい館巨勢で実施する	市内在住の60歳以上で学習意欲のある方
		イ．大和いきがい文化講座 高齢者の生きがい対策として、健康麻雀、体操、ヨガ等の講座をいきがい館大和で実施する	市内在住の60歳以上で学習意欲のある方
		ウ．金立いこいの家文化講座 高齢者の生きがい対策として、健康体操、郷土史、園芸等の講座をいきがい館金立で実施する	市内在住の60歳以上で学習意欲のある方
		エ．平松清風大学運営費補助金 高齢者の生きがい対策として、健康料理、健康体操、郷土史、園芸等の講座をいきがい館平松で実施する	高齢者の生きがいづくり・社会参加の促進
	高齢者スポーツ大会	高齢者の健康と生きがいを高めるため、毎年開催する	市内在住の60歳以上の方
	高齢者趣味の作品展	高齢者の趣味を通して生きがいを高めるため毎年実施する	60歳以上の方（自作未発表の作品1人1点）
	敬老行事交付金	校区又は行政区で開催される敬老行事に対し助成する	市内の敬老行事開催町区及び老人ホーム施設

区　分	事業名	事　業　の　概　要	対　　象
高齢者の生きがいづくり・社会参加の促進	敬老祝金	88歳の高齢者及び最高齢者に敬老祝記念品を贈呈し、100歳の高齢者に敬老祝金を支給する	最高齢者　記念品 88歳　　記念品 100歳　　50,000円
	シルバー人材センター助成事業	高齢者の社会参加と生きがいづくりを目的に、会員に就労の場を提供するシルバー人材センターに助成を行う	概ね60歳以上の方
	高齢者バス優待乗車券購入助成事業	高齢者に対して、市交通局と昭和自動車(株)がそれぞれ発行する高齢者バス優待乗車券の購入費の一部を助成する	市内に住民登録がある70歳以上の方
	老人クラブ助成事業	① 老人クラブ連合会運営補助金 地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブに対し補助金を交付する	老人クラブ連合会
		② 単位老人クラブ補助金 地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である単位老人クラブに対し補助金を交付する	老人クラブ会員
		③ 老人クラブ連合会活動促進事業補助金 ア.老人クラブ連合会活動促進事業 老人クラブの組織や活動の充実を図るため、老人クラブ連合会に対し補助金を交付する	老人クラブ連合会
		イ.健康づくり事業補助金 高齢者向けのスポーツや体力づくり、文化的活動などを通して高齢者の社会活動への参加意欲を高めるとともに、高齢者自らの健康づくりの増進を図る	老人クラブ会員

区　分	事業名	事　業　の　概　要	対　　象
高齢者の生きがいづくり・社会参加の促進	老人クラブ助成事業	ウ.地域支え合い事業補助金 元気な高齢者が、一人暮らしや病弱な高齢者を訪問し、見守り活動や支援活動を行う友愛活動を実施し、高齢者の孤立を防ぎ、地域の支え合いを推進する。高齢者のネットワークづくり、老人クラブの広報と加入促進活動として、機関紙を発行する。次世代育成支援活動として、地域の小学生と交流を図るとともに、高齢者自身の生きがいづくりを促進する。地域の美化活動を実施し、社会奉仕活動を行うことにより高齢者自身の生きがいづくりを促進する	老人クラブ会員
		エ.若手高齢者組織化・活動支援事業補助金 若手高齢者を対象としたサークル活動・グループ活動の支援として、パソコン教室・花木剪定講習会・ボランティア研修会を実施する	老人クラブ会員
	シニア世代社会参画支援事業	シニア世代と、仕事・ボランティア・趣味・まなびなどの活動をマッチングさせるＷＥＢサービスを構築し、高齢者の生きがいづくり及び社会参加を促進する	概ね 65 歳以上のシニア世代等

(6) 介護保険制度

① 運営主体（保険者）

介護保険の運営主体は佐賀中部広域連合であり、その構成自治体は次のとおりである。

・佐賀市　・多久市　・小城市　・神埼市　・吉野ヶ里町

② 第1号被保険者の状況　（各年度3月末現在　単位：人）

	男	女	計
令和3年度	27,720	38,638	66,358
令和4年度	27,773	38,623	66,396
令和5年度	27,861	38,748	66,609
令和6年度	27,903	38,770	66,673
令和7年度	28,004	38,834	66,838

③ 要介護(要支援)認定者の状況　（各年度3月末現在　単位：人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
令和3年度	2,402	2,548	3,440	1,606	1,603	955	765	13,319
令和4年度	2,425	2,582	3,371	1,613	1,588	926	787	13,292
令和5年度	2,462	2,508	3,401	1,707	1,574	907	775	13,334
令和6年度	2,679	2,653	3,388	1,632	1,492	834	699	13,377
令和7年度	2,677	2,710	3,383	1,607	1,499	816	727	13,419

※認定者数は第1号被保険者と第2号被保険者の合計

④ 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関であり、介護保険者である佐賀中部広域連合から委託を受けて設置・運営している。

センターの名称〔通称〕	担当区域	所在地	電話番号
佐賀市地域包括支援センター〔おたっしゃ本舗佐賀〕	勧興、神野	佐賀市栄町1番1号	40-7284
佐賀市城南地域包括支援センター〔おたっしゃ本舗城南〕	赤松、北川副	佐賀市南佐賀一丁目13番5号	41-5770
佐賀市昭栄地域包括支援センター〔おたっしゃ本舗昭栄〕	日新、嘉瀬、新栄	佐賀市嘉瀬町大字扇町2358番地1	41-7500
佐賀市城東地域包括支援センター〔おたっしゃ本舗城東〕	循誘、巨勢、兵庫	佐賀市兵庫町大字渕1906番地1	33-5294
佐賀市城西地域包括支援センター〔おたっしゃ本舗城西〕	西与賀、本庄	佐賀市本庄町大字本庄289番地3	41-8323

センターの名称 〔通称〕	担当区域	所在地	電話番号
佐賀市城北地域包括支援センター 〔おたっしゃ本舗城北〕	高木瀬、若楠	(令和8年10月まで) 佐賀市若楠三丁目1番11号 (令和8年11月から) 佐賀市高木瀬町大字東高木1166番地3	20-6539
佐賀市金泉地域包括支援センター 〔おたっしゃ本舗金泉〕	金立、久保泉	佐賀市金立町大字千布2991番地1	71-8100
佐賀市鍋島地域包括支援センター 〔おたっしゃ本舗鍋島〕	鍋島、開成	佐賀市鍋島三丁目3番20号	97-9040
佐賀市諸富･蓮池地域包括支援センター 〔おたっしゃ本舗諸富・蓮池〕	蓮池、諸富町	佐賀市諸富町大字為重529番地5	47-5164
佐賀市大和地域包括支援センター 〔おたっしゃ本舗大和〕	大和町	佐賀市大和町大字尼寺1870番地	51-2411
佐賀市富士地域包括支援センター 〔おたっしゃ本舗富士〕	富士町	佐賀市富士町大字古湯2685番地	58-2810
佐賀市三瀬地域包括支援センター 〔おたっしゃ本舗三瀬〕	三瀬村	佐賀市三瀬村藤原3882番地6	56-2417
佐賀市川副地域包括支援センター 〔おたっしゃ本舗川副〕	川副町	佐賀市川副町大字鹿江620番地1	97-9034
佐賀市東与賀地域包括支援センター 〔おたっしゃ本舗東与賀〕	東与賀町	佐賀市東与賀町大字下古賀1193番地	45-3238
佐賀市久保田地域包括支援センター 〔おたっしゃ本舗久保田〕	久保田町	佐賀市久保田町大字新田3331番地3	51-3993

９　障がい者の福祉

(1)　身体障がい者

身体障がい者は、1 級から 6 級までの等級による身体障害者手帳を受け、その手帳に基づいて施設の入所、補装具費の支給、更生医療の給付、重度障がい者に対する日常生活用具の給付、ホームヘルパーの派遣などの援護を受けることができる。

障がいの原因は、大半が疾病によるものであるが、交通災害、労働災害によるもののほか、医学の進歩等にみられる平均寿命の伸びによる高齢化に伴う障がいが増加しつつある。

今後は、2 種類以上の身体の障がいのある重複障がい、身体障がいと精神障がいの合併障がい、重度の知的障がいと重度の肢体不自由との重症心身障がい児の問題など、障がいの種別や程度に応じた社会復帰対策や社会活動促進対策を中心に、きめ細かい施策を積極的に推進する必要がある。

①　身体障害者手帳所持者数（令和 8 年 3 月末現在）

種別＼年度	7 年度
視覚障がい	642
聴覚・平衡機能障がい	908
音声・言語・そしゃく機能障がい	96
肢体不自由	5,342
内部機能障がい	3,203
計	10,191

※　未届出の異動者を除く。

②　障がいの等級別内訳（令和 8 年 3 月末現在）

種別＼等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障がい	223	210	28	42	119	20	642
聴覚・平衡機能障がい	48	149	96	257	10	348	908
音声・言語・そしゃく機能障がい	5	8	35	48	0	0	96
肢体不自由	670	783	635	1,316	1,366	572	5,342
内部機能障がい	1,651	58	729	765			3,203
計	2,597	1,208	1,523	2,428	1,495	940	10,191

(2)　知的障がい者

知的障がい者とは、主として知能の発達が遅れている状態の人で、児童相談所や知的障害者更生相談所で判定を受けた人をいい、次のように大別される。

①　最重度（ＩＱ20 以下）
　日常生活において全面的に介助が必要

②　重　度（ＩＱ21～35）
　日常生活においてかなりの介助が必要

③　中　度（ＩＱ36～50）

日常生活能力はかなりあり、単純労働は可能

④　軽　度（ＩＱ51～70）

日常生活、社会生活能力はかなり高く、やさしい条件のもとでは独立自活も可能

知的障がい者と判定された人には、福祉事務所を通じて療育手帳が交付され、手帳に基づいて、各種の援護を受けることができる。

○　療育手帳所持者数　（令和８年３月末現在）

区　分 ＼ 年　度		7年度
療育手帳Ａ	18歳未満	148
	18歳以上	729
	小　計	877
療育手帳Ｂ	18歳未満	332
	18歳以上	1,331
	小　計	1,663
計		2,540

(3)　精神障がい者

精神障がい者とは、統合失調症・精神作用物質による急性中毒症、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を持つ人のことをいい、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は、手帳に基づいて各種の援護を受けることができる。

また、通院による精神医療を継続的に要する病状にある人には、その通院医療に係る自立支援医療費を支給する制度がある。

平成18年度に施行された障害者自立支援法（平成25年より「障害者総合支援法」とされる。）により、障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）にかかわらず、障がいのある人が必要とする障害福祉サービスを利用できるようになっている。

○　精神障害者保健福祉手帳等所持者数　（令和８年３月末現在）

区　分 ＼ 年　度		7年度
自立支援医療受給者証（精神通院）所持者数		4,813
精神障害者保健福祉手帳所持者数		3,105
	1　級	152
	2　級	1,814
	3　級	1,139

(4) 障がい者福祉対策

事業名	事業の概要	令和7年度 実績
特別障害者手当支給事業	日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者に対し、月額29,590円（令和7年度）を支給する。	給付件数 延べ2,681件
障害児福祉手当支給事業	日常生活において常時介護を必要とする在宅の障がい児に対し、月額16,100円（令和7年度）を支給する。	給付件数 延べ1,662件
重度心身障害者医療費助成事業	重度の心身障がい者の医療費のうち本人一部負担額（入院時食事療養費を除く。高額療養費等の給付がある場合その額を控除する。）から、月額500円を控除した額を助成する。	助成件数 一般　52,527件 後期高齢者医療 47,700件
福祉タクシー利用助成事業	重度の心身障がい者に対し、福祉タクシー利用助成券（年間10,000円）を交付する。	助成件数 2,263件
盲導犬飼育助成事業	盲導犬の飼育管理等に要した経費に対し、助成金を交付する。	給付件数 2件
自立支援医療給付事業	障がいの除去又は軽減、機能の回復等を目的とした手術治療等にかかる費用の一部を支給する。	給付件数 腎臓　13,773件 心臓　255件 肢体　216件
介護給付費・訓練等給付費	障がい者がその障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスを提供する。	延べ利用件数 （月単位・事業所単位） 47,839件
補装具費支給事業	障がいのある部位を補って日常生活や社会活動を増進するため、必要な用具の製作や修理に要する費用の一部を支給する。（付表1参照）	支給決定件数 496件

事　業　名	事　　業　　の　　概　　要	令和７年度 実　績
障害者相談支援事業	在宅の障がい者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用及び社会生活力の向上のための支援並びに情報の提供を総合的に行うことにより、障がい者及びその家族の地域における生活を支援する。また、基幹相談支援センターでは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援等の業務を総合的に行う。2市１町で実施。	延べ相談件数 11,237 件
意思疎通支援事業	障がい者とその他の者の意思疎通を仲介するため、本庁 1 階総合案内及び障がい福祉課に手話通訳者を配置し、また、一般社団法人佐賀県聴覚障害者協会に委託して手話通訳者及び要約筆記者を派遣する。	配置人員　　2 人 （派遣回数） 手話通訳者 394 回 要約筆記者　4 回
奉仕員養成研修事業	手話奉仕員の養成及び要約筆記講座を開講する。	（受講者数） 手話　39 名 要約筆記　7 名
日常生活用具給付事業	日常生活の便宜を図るため、入浴補助用具などの日常生活用具の給付を行う。（付表2参照）	給付決定件数 4,476 件
移動支援事業	屋外での移動が困難な在宅の障がい者等に外出のための支援を行う。	利用者数　163 人 延べ利用時間数 10,198 時間
地域活動支援センター事業	障がい者の日中の活動の場として地域活動支援センターを設置し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う。	延べ利用者数 3,730 人
福祉ホーム事業	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う。	利用者数 9 人
障害者訪問入浴サービス事業	歩行が困難で移送に耐えられない身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行う。	利用者数　10 人 延べ利用回数 670 回
日中一時支援事業	日中、障がい者支援施設等において、障がい児等に活動の場を確保することで、その家族の就労支援及び介護している家族の一時的な負担軽減を図る。	利用者数 50 人 延べ利用回数 858 回

事　業　名	事　　業　　の　　概　　要	令和７年度 実　績
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許を取得する場合、または、就労等に伴い、自ら所有し、運転する自動車の改造を必要とする場合に要する経費の一部（限度額 10 万円）を助成する。	（助成件数） 自動車運転免許 5 件 自動車改造　3 件
障害者虐待防止対策支援事業	在宅の障がい者の権利擁護を目的として、24 時間・365 日対応の相談窓口を設置し、虐待に関する通報・相談に対応し、虐待の予防及び早期発見を図る。また、事案の発生時には、事実確認、立入調査等、必要な措置を講じるとともに虐待をうけた障がい者及び養護者への支援を行う。その他、広報啓発活動を行う。	相談件数 878 件 支援した障がい者数 51 人
療養介護医療費給付事業	介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定を受けた障がい者が、医療機関から療養介護医療を受けたとき、療養介護医療費を支給する。	延べ利用件数 1,017 件
障害児通所支援事業	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要が認められる未就学の障がい児や、小・中・特別支援学校等に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児に必要なサービスを提供する。	延べ利用件数 （月単位・事業所単位） 25,662 件
障害者就労支援施設等支援事業	農業など福祉以外の業種との連携推進、商品開発や販路拡大、販売ツールの確保などに取り組む就労支援施設等の支援や、市をはじめ行政機関等が物品や役務などを発注する際の施設等との調整を行うため補助金を交付する。	事業の対象となる事業所数 77 事業所 受注件数　40 件

事　業　名	事　　業　　の　　概　　要	令和７年度 実　績
難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度の難聴児に対し、言語の習得や健全な発達を支援するため、補聴器購入に要する費用の一部を助成する。 ※令和 2 年度から、片耳難聴児及び人工内耳体外機の更新についても助成対象	補助件数　16 件
障がい者等緊急時居室確保事業	介護者の急病等の理由で必要な介護が受けられなくなった在宅の障がい者に対し、常時の緊急受入体制を確保することで、障がい者の地域における生活の安心感を担保する。2 市 1 町で実施	協力事業所数 11 事業所 緊急受入件数 2 件
重度障害者地域生活重点支援事業	医療機関以外の福祉施設（障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、重度障害者グループホームほか）で、日中一時支援事業、短期入所事業又はグループホーム事業により、たん吸引等医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児（者）を受け入れた場合に、運営経費を補助する。	補助対象事業所数 11 事業所

（付表 1）補装具の種目

種　　目
義肢
装具
姿勢保持装置
車載用姿勢保持装置
視覚障害者安全つえ
義眼
眼鏡
補聴器
人工内耳用音声信号処理装置（修理のみ）
車椅子
電動車椅子
歩行器
起立保持具（児童のみ）
排便補助具（児童のみ）
歩行補助つえ（一本づえ除く）
重度障害者用意思伝達装置

（付表 2）日常生活用具の種目

種　　目	
介護・訓練支援用具	特殊寝台
	特殊マット
	特殊尿器
	体位変換器
	移動用リフト
	訓練いす（児のみ）
	浴槽内昇降機
	訓練用ベッド
自立生活支援用具	入浴補助用具
	便器
	頭部保護帽
	歩行補助つえ
	移動・移乗支援用具
	特殊便器
	火災警報機
	自動消火器
	電磁調理器
	歩行時間延長信号機用小型送信機
	聴覚障害者用屋内信号装置
	視覚障害者用音声 IC タグレコーダー
在宅療養等支援用具	透析液加温器
	ネブライザー
	自家発電機、外部バッテリー
	電気式たん吸引器
	酸素ボンベ運搬車
	視覚障害者用体温計（音声式）
	視覚障害者用体重計
	視覚障害者用血圧計（音声式）
	動脈中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置
	情報・通信支援用具
	点字ディスプレイ
	点字器
	点字タイプライター
	視覚障害者用ポータブルレコーダー
	視覚障害者用活字文書読上げ装置
	視覚障害者用拡大読書器
	暗所視支援眼鏡
	視覚障害者用時計
	聴覚障害者用通信装置
	聴覚障害者用情報受信装置
	人工喉頭
	人工内耳専用電池
	人工内耳用充電池
	人工内耳用充電器
	点字図書
排泄管理支援用具	ストーマ装具
	紙おむつ等
	収尿器
住宅改修費	居住生活動作補助用具
	天井走行型リフト

１０　その他の福祉

(1)　災害救助

①　災害救助法にもとづく救助

自然災害が広範囲に及び救助を必要とする者が多数ある場合には、法律の適用を受けて救助が行われる。

②　災害弔慰金の支給等に関する法律による救済

一定規模以上の自然災害により死亡した者又は重度の障害を受けた者があるときは、災害弔慰金又は災害障害見舞金を支給する。また、世帯主が１ヵ月以上の傷を負った場合や住家が全壊、又は半壊した場合等には、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付申請を受け付ける。（対象となる自然災害の規模は、弔慰金・見舞金と貸付金では異なる。）

③　小災害罹災者に対する見舞金の支給

火災又は洪水等の災害によって、一定以上の住居の被害を受けた場合には、被害の程度により罹災者の自立更正を助けるため見舞金・弔慰金を支給している。

○　見舞金・弔慰金支給基準

区　　分		１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上の世帯
見　舞　金	住家の全壊、全焼、全流失等	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円	５人世帯の金額に１人増すごとに10,000円を加える。
	住家の半壊、半焼、半流失等	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円	40,000円	５人世帯の金額に１人増すごとに5,000円を加える。
弔慰金		死亡した者１人につき150,000円					

○　罹災状況　　（単位：世帯数）

種類＼年度	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
全壊、全焼、全流失等	5	9	4	10	8	3
半壊、半焼、半流失等	0	1	1	1	0	0

(2) 避難行動要支援者支援対策事業

災害時に自力での避難が困難であり支援を必要とする高齢者や障がいがある人などの「避難行動要支援者」について、佐賀市と地域で情報を共有することで、平常時の見守りや避難支援の体制づくりを目指す。

具体的には、登録要件に該当する方を対象とした避難行動要支援者名簿（全体名簿）を作成し、その名簿に記載されている方に対して、地域への情報提供について同意確認を行う。その後、同意者を集約した同意方式名簿を作成し、民生委員・児童委員や自治会などの避難支援等関係者に提供する。

この名簿をもとに、平常時からの見守り活動や災害時の安否確認・避難支援等を行うことで、「地域力」を活かした見守りや避難支援の体制づくりを推進する。

① 対象者

主として高齢者や障がいがある方などのうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、生活の基盤が自宅にあり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する以下の要件に該当する人をいう。

ア．要介護認定を受けている人（要介護１～５）

イ．身体障がい者（身体障害者手帳の肢体（下肢・体幹）１～３級、視覚１～３級、聴覚２～３級のいずれかを所持）

ウ．知的障がいがある人（療育手帳Ａを所持）

エ．精神障がいがある人（精神障害者保健福祉手帳１～２級を持つ単身世帯者）

オ．難病や発達障がいがあり支援が必要な人

カ．病気やケガなどにより支援が必要な人

キ．市又は避難支援等関係者が避難支援の必要性を認めた人（旧災害時要援護者を含む）

② 登録者数一覧

■避難行動要支援者名簿登録数一覧（各年２月末現在）

年	避難行動要支援者	同意者	避難支援員	避難支援員確保率
R4	13,078	2,715	1,183	43.5%
R5	12,261	2,383	1,037	43.5%
R6	12,647	2,253	1,330	59.0%
R7	11,562	1,957	1,130	57.7%
R8	9,794	5,242	1,016	19.3%

③ 福祉避難所・福祉避難施設

高齢者や障がいがある方など、公民館等の指定避難所での生活が困難な方などに対し、必要に応じて開設する。

○福祉避難所（13ヶ所）

施　設　名	所　在　地	電話番号
平松老人福祉センター	末広二丁目 12 番 5 号	0952-22-0441
巨勢老人福祉センター	巨勢町大字高尾 83 番地 7	0952-24-5433
開成老人福祉センター	鍋島町大字森田 27 番地 5	0952-32-1730
金立いこいの家	金立町大字千布 2314 番地 1	0952-98-0540
諸富町公民館	諸富町大字諸富津 47 番地 1	0952-47-4995
諸富文化体育館	諸富町大字諸富津 52 番地	0952-47-7977
春日公民館	大和町大字尼寺 1875 番地	0952-62-3151
大和老人福祉センター	大和町大字久池井 2970 番地	0952-62-0461
富士公民館	富士町大字古湯 2624 番地	0952-58-2882
富士北部デイサービスセンター	富士町大字大野 1060 番地 12	0952-57-2250
三瀬保健センター	三瀬村藤原 3882 番地 6	0952-56-2200
川副保健センター	川副町大字鹿江 442 番地	―
東与賀保健福祉センター	東与賀町大字下古賀 1193 番地	0952-45-8022

○福祉避難施設（33ヶ所）

【介護老人福祉施設（12ヶ所）】

施　設　名	所　在　地	電話番号
特別養護老人ホーム　扇寿荘	嘉瀬町大字中原 2585 番地	0952-28-6166
特別養護老人ホーム ケアポート晴寿	高木瀬町大字東高木 1170 番地	0952-30-1165
特別養護老人ホーム　つぼみ荘	北川副町大字光法 1480 番地 2	0952-25-2803
特別養護老人ホーム　春庵	鍋島町大字蛎久 1313 番地	0952-31-0711
特別養護老人ホーム　桂寿苑	久保泉町大字川久保 1986 番地	0952-98-3521
特別養護老人ホーム　福壽園	諸富町大字諸富津 209 番地 3	0952-47-5091
特別養護老人ホーム　シオンの園	大和町大字久留間 3865 番地 1	0952-62-5566
特別養護老人ホーム ロザリオの園	大和町大字久池井 1386 番地 2	0952-62-0303
特別養護老人ホーム　なごみ荘	富士町大字小副川 562 番地	0952-64-2314
特別養護老人ホーム シルバーケア三瀬	三瀬村三瀬 38 番地 1	0952-56-2947
特別養護老人ホーム　けやき荘	川副町大字福富 866 番地 1	0952-45-5193

特別養護老人ホーム　南鷗荘	久保田町大字久富 3459 番地 2	0952-68-2136

【養護老人ホーム（1ヶ所）】

施　設　名	所　在　地	電話番号
佐賀整肢学園・佐賀向陽園	金立町大字金立 801 番地 1	0952-98－1074

【地域密着型介護老人福祉施設（1ヶ所）】

施　設　名	所　在　地	電話番号
きんりゅうケアセンター　桂寿苑	金立町大字千布 4088 番地 1	0952-71-8055

【介護老人保健施設（11ヶ所）】

施　設　名	所　在　地	電話番号
介護老人保健施設 エバーグリーン	嘉瀬町大字中原 1965 番地 1	0952-22-2300
独立行政法人地域医療機能推進機構 佐賀中部病院附属介護老人保健施設	兵庫南三丁目 8 番 1 号	0952-22-3121
介護老人保健施設　みどりの園	兵庫町大字渕 1912 番地 1	0952-33-9977
介護老人保健施設　きりん	金立町大字薬師丸 1274 番地 1	0952-98-0120
介護老人保健施設　ライフエイド	久保泉町大字川久保 5403 番地	0952-98-3377
介護老人保健施設　徐福の里	諸富町大字大堂 1049 番地の 4	0952-34-8880
介護老人保健施設　白壽園	諸富町大字諸富津 220 番地	0952-47-5115
介護老人保健施設　しょうぶ苑	大和町大字尼寺 3227 番地 1	0952-62-6511
介護老人保健施設　メイプルハウス	川副町大字早津江 265 番地	0952-45-8161
介護老人保健施設　レストピア	東与賀町大字下古賀 1349 番地	0952-45-8181
介護老人保健施設 シンフォニー佐賀	久保田町大字新田 3679 番地	0952-68-4070

【認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（1ヶ所）】

施　設　名	所　在　地	電話番号
グループホーム愛らんど	蓮池町小松 843 番地 2	0952-97-1318

【障がい者福祉施設（7ヶ所）】

施　設　名	所　在　地	電話番号
長光園障害者支援センター	兵庫南二丁目 16 番 39 号	0952-29-5284
佐賀整肢学園 こども発達医療センター	金立町大字金立 2215 番地 27	0952-98-2211

佐賀整肢学園　オークス	金立町大字金立 168 番地 1	0952-98-3770
障害者支援施設　はがくれ学園	久保泉町大字川久保 4466 番地 1	0952-98-2575
いとし子の家	大和町大字久池井 1407 番地 11	0952-62-1611
富士学園	富士町大字内野 209 番地 8	0952-63-0107
めぐみ園	東与賀町大字飯盛 1584 番地	0952-34-7722

(3)　戦傷病者及び戦没者の遺家族等の援護

①　戦没者（軍人・軍属・準軍属）の遺族援護

ア　恩給法・・・普通恩給（加算関係）・傷病恩給・扶助料

イ　援護法・・・弔慰金・遺族年金・給与金・障害年金

ウ　特別法・・・戦没者等の妻に対する特別給付金・戦傷病者等の妻に対する特別給付金・戦没者の父母等に対する特別給付金・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の受給関係の受付事務

○　受付事務等の処理状況　（単位：件）

区別＼年度		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
特別弔慰金		0	1815	69	129	0	0	1032
特別給付金（戦没者等の妻）		0	0	0	1	4	0	0
〃（戦傷病者等の妻）		0	0	6	0	0	1	0
〃（戦没者の父母等）		0	0	0	0	0	0	0
特別給付金	国債貸付	0	0	0	0	0	0	0
	〃　買上	0	0	0	0	0	0	0
特別弔慰金	国債貸付	0	0	0	0	0	0	0
	〃　買上	0	0	1	0	1	0	0

②　戦没者慰霊祭への補助等

市単独事業として戦没者の慰霊祭等への補助金の交付、その他の助成を行っている。

(4) 社会福祉法人の監査等

主たる事務所が佐賀市内にあり、佐賀市内のみでその事業を実施する社会福祉法人について、所轄庁として、社会福祉法人の設立認可、定款変更等の認可及び届出の受領や、法人運営及び会計経理などに対する助言、改善指導を行う。

○　対象となる法人数（62法人：令和8年4月1日現在）

該当施設・団体	法人数
障がい者福祉施設関係	15
老人福祉施設関係	12
保育所・認定こども園関係	33
児童養護施設	1
社会福祉協議会	1

(5) 多機関協働事業

多分野・多職種にわたる支援関係機関等の連携体制を構築するとともに、地域に必要な社会資源を創出することで、複合的な課題を抱える世帯への包括的相談支援を行う。

① 支援の対象者

次のいずれかに該当する人（世帯）

・世帯の中に、福祉の悩みや問題を抱える人が複数人いる。
・複数の福祉の問題や悩みを抱えている。
・既存の福祉サービスの活用が困難な悩みや問題を抱えている。

② 事業内容

相談支援包括化推進員を配置し、下記の取組を実施する。

・相談者等に対する相談の受け止め・支援の調整
・相談支援包括化ネットワークの構築
・重層的支援会議の開催
・自主財源確保のための取組の推進
・新たな社会資源の創出
・相談支援業務の向上に必要な事業（研修等）

③ 事業の委託先

社会福祉法人　佐賀市社会福祉協議会

④ 相談窓口

＜福祉まるごと相談窓口＞

・本庁舎1階　14番窓口
・電話　0952－40－7247

＜社会福祉法人　佐賀市社会福祉協議会　地域支援課＞

・佐賀市保健福祉会館（ほほえみ館）3階
・電話　0952－32－6670

(6)　アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みる体制を構築することを支援するコミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）を配置し、支援を届ける人との信頼関係の構築やつながりの形成に力点を置きながら、地域に出向いて支援を行う。

①　ＣＳＷの活動内容

・支援関係機関や地域住民等の地域の関係者との連携を通じた情報収集
・事前調整
・関係性構築に向けた支援
・家庭訪問及び同行支援

②　事業の委託先

社会福祉法人　佐賀市社会福祉協議会

(7)　参加支援事業

地域の社会資源等とマッチングを行いながら、個別性の高い支援メニューをつくり、社会とのつながりづくりに向けて、多様な社会参加の実現を目指す事業を行う。

①　ＣＳＷの活動内容

・相談受付
・プラン作成
・支援の実施
・終結

②　事業の委託先

社会福祉法人　佐賀市社会福祉協議会

１１　民生委員・児童委員

(1)　制度のあゆみ

民生委員・児童委員制度は、我が国特有の制度であり、社会福祉事業の歴史の中で極めて重要な役割を果たしてきた。

①　岡山県で「済生顧問制度」が創設（大正 6 年）

②　大阪府で「方面委員制度」が創設（大正 7 年）

③　佐賀県で「方面委員制度」が創設（大正 13 年）

佐賀県社会事業協会が設置主体となり「佐賀県方面委員制度」が創設された。

④　全国で「方面委員制度」が創設（昭和 3 年頃）

済世顧問と方面委員の両制度を基に、各都道府県に方面委員制度が置かれた。

⑤　方面委員令が公布され、法令に基づく制度が確立（昭和 11 年）

国の法令に基礎を置く制度が確立し、今日の民生委員制度の原型ができた。

⑥　方面委員から民生委員に名称変更（昭和 21 年）

民生委員令の制定に伴い、名称が方面委員から民生委員に変更され、職務内容も貧困者の指導援助だけでなく、児童、母子、老人等広く地域住民を対象とした。

⑦　児童福祉法の制定（昭和 22 年 12 月 2 日）

児童福祉法が制定され、民生委員は児童委員を兼任することとなった。

⑧　民生委員法の制定（昭和 23 年 7 月 29 日）

民生委員制度をより適正に組織づけるため、民生委員法が制定された。

⑨　主任児童委員制度の創設（平成 6 年 1 月 1 日）

児童を取り巻く社会環境変化に対応するため、児童福祉に関する事項を専門に担当する民生委員・児童委員として「主任児童委員制度」が発足した。

(2)　任務・定数・任期・身分

①　任務（民生委員法第 1 条）

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。

②　定数（民生委員法第 4 条）

民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、都道府県の条例で定める。

条例を制定する場合においては、都道府県知事があらかじめ市町村の区域ごとにその区域の市町村長の意見を聞くものとする。

③　任期（民生委員法第 10 条）

民生委員の任期は、3 年（補欠委員の任期は、前任者の残任期間）とする。

④　身分（地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号）

「法令により設けられた委員の職で非常勤のもの（地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号）」にあたり、特別職の地方公務員に該当するが、地方公務員法の適用はなく、民間奉仕者としての特色ある活動は制限されない。

(3)　職務内容

①　民生委員の職務内容（民生委員法第 14 条）

ア　住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと
イ　生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
ウ　福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行うこと
エ　社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
オ　福祉事務所その他の関係機関の業務に協力すること
カ　その他、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと

②　児童委員の職務内容（児童福祉法第 17 条）
ア　児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと
イ　児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと
ウ　児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること
エ　児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること
オ　児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること
カ　その他、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと

③　主任児童委員の職務内容（児童福祉法第 17 条）
ア　児童の福祉に関する機関と区域を担当する児童委員との連絡調整を行うこと
イ　区域を担当する児童委員の活動に対する援助及び協力を行うこと

(4)　民生委員・児童委員の定数（令和 8 年 4 月 1 日現在）

551 人（うち主任児童委員定数 54 人）

(5)　地区協議会別民生委員・児童委員の実数

（令和 8 年 4 月 1 日現在　単位：人）

地区名	民生委員・児童委員数	内訳		地区名	民生委員・児童委員数	内訳	
		男	女			男	女
勧　興	16（2）	3	13	久保泉	9（2）	5	4
循　誘	25（2）	10	15	蓮　池	7（2）	3	4
日　新	25（1）	4	21	新　栄	15（2）	5	10
赤　松	18（2）	3	15	若　楠	17（1）	8	9
神　野	25（2）	6	19	開　成	18（2）	8	10
西与賀	13（2）	8	5	諸　富	25（2）	11	14
嘉　瀬	12（2）	6	6	大　和	51（3）	23	28
巨　勢	11（2）	3	8	富　士	27（2）	13	14
兵　庫	20（2）	8	12	三　瀬	10（2）	6	4
高木瀬	29（2）	11	18	川　副	48（3）	33	15
北川副	27（2）	13	14	東与賀	20（2）	9	11
本　庄	21（2）	13	8	久保田	18（2）	8	10
鍋　島	15（2）	8	7	合　計	531（52）	231	300
金　立	9（2）	3	6				

※（　）は、うち主任児童委員数（民生委員・児童委員数に含む。）

(6) 経験年数調（令和 8 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

3 年未満	3 年以上 6 年未満	6 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上 30 年未満	30 年以上
255	119	98	50	9	0

(7) 活動状況（令和 7 年度）

項目			年間総数	年間 1 人あたり総数
相談・支援件数	（内容別）	在宅福祉	708 件	1.28 件
		介護保険	268 件	0.49 件
		健康・保健医療	1,024 件	1.86 件
		子育て・母子保健	165 件	0.30 件
		子どもの地域生活	1,705 件	3.09 件
		子どもの教育・学校生活	632 件	1.15 件
		生活費	243 件	0.44 件
		年金・保険	24 件	0.04 件
		仕　事	45 件	0.08 件
		家族関係	340 件	0.62 件
		住　居	179 件	0.32 件
		生活環境	763 件	1.38 件
		日常的な支援	5,369 件	9.74 件
		その他	5,331 件	9.68 件
		計	16,796 件	30.48 件
	（分野別）	高齢者に関すること	10,413 件	18.90 件
		障がい者に関すること	618 件	1.12 件
		子どもに関すること	3,122 件	5.67 件
		その他	2,643 件	4.80 件
		計	16,796 件	30.48 件
その他の活動件数		調査・実態把握	9,753 件	17.70
		行事・事業・会議への参加協力	15,643 件	28.39
		地域福祉活動・自主活動	32,440 件	58.87
		民児協運営・研修	16,969 件	30.80 件
		証明事務	494 件	0.90 件
		要保護児童の発見の通告・仲介	59 件	0.11 件
		計	75,358 件	137.0 件
訪問回数		訪問・連絡活動	108,132 回	196.25 回
		その他	54,783 回	99.42 回
連絡調整回数		委員相互	20,784 回	37.72 回
		その他の関係機関	13,170 回	23.90 回
活動日数			83,064 日	150.75 日

※年間 1 人あたりの取扱件数は、民生委員・児童委員定数（551 人）で除して算出

１２　生活保護

佐賀市の被保護世帯数は昭和 60 年度から減少を続けてきたが、バブル崩壊後、長引く不況やリーマンショックによる景気悪化などにより、長らく増加傾向であった。近年は増減を繰り返し横ばい状態となっているものの、物価高騰や単身高齢世帯の増加など、生活困窮につながるリスクは依然として大きい状況である。

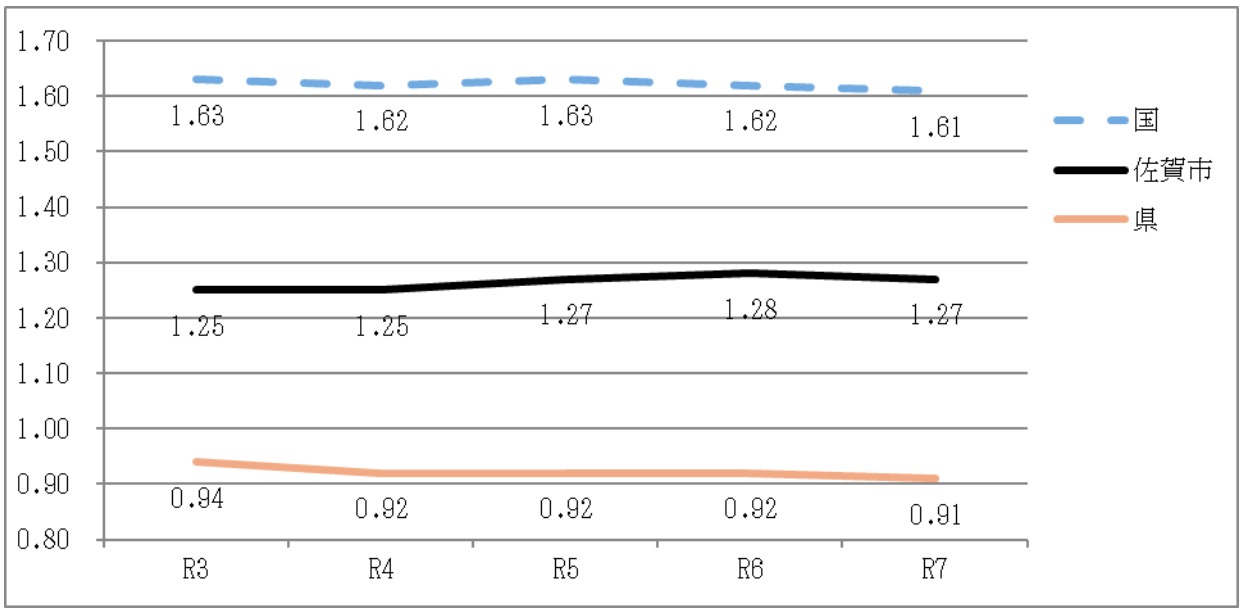
このような状況の中、保護の実施体制の整備充実、他法他施策の活用及び関係機関との連携に努め、被保護世帯の適正な保護の確保と自立助長を図っている。

(1)被保護世帯・人員の推移　（年度平均値）

年度	被保護世帯	指　数	被保護者数	指　数	保護率(%)(人口100人当たり)		
					本市	県	国
R3	2,494	100	2,895	100	1.25	0.94	1.63
R4	2,484	100	2,876	99	1.25	0.92	1.62
R5	2,513	101	2,900	100	1.27	0.92	1.63
R6	2,521	101	2,899	100	1.28	0.92	1.62
R7	2,503	100	2,868	99	1.27	0.91	1.61

※　指　数 ＝ $\frac{\text{各年度}}{\text{R3 年度}} \times 100$　　保護率 ＝ $\frac{\text{被保護者数}}{\text{推 計 人 口}} \times 100$

（図 1）保護率の推移（年度平均値）　（人口 100 人当たりの比率）



(2)扶助費の年度別比較

（世帯・人員）　　（年度別月平均）

区分＼年度（月平均）	R3		R4		R5		R6		R7	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
保護世帯数及び保護人員数	2,494	2,895	2,484	2,876	2,513	2,900	2,521	2,899	2,503	2,868
生活扶助	2,219	2,603	2,214	2,585	2,212	2,577	2,197	2,545	2,098	2,431
住宅扶助	1,662	2,020	1,645	2,002	1,644	1,997	1,638	1,977	1,597	1,918
教育扶助	60	88	61	93	56	87	49	75	44	67
介護扶助	795	804	804	815	822	835	802	815	834	844
医療扶助	2,422	2,792	2,406	2,760	2,385	2,705	2,369	2,682	2,351	2,651
出産扶助	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生業扶助	28	29	23	24	25	28	21	24	25	27
葬祭扶助	6	6	7	7	9	9	8	8	8	8

（扶助費）　　（単位：千円、％）

扶助別＼年度＼区分	R3		R4		R5		R6		R7	
	扶助費	構成比	扶助費	構成比	扶助費	構成比	扶助費	構成比	扶助費	構成比
生活扶助	1,312,782	25.28	1,303,300	25.41	1,307,611	25.94	1,278,198	24.54	1,238,952	24.02
住宅扶助	649,198	12.50	655,765	12.79	663,039	13.15	659,586	12.66	658,172	12.76
教育扶助	8,170	0.16	8,422	0.16	8,103	0.16	6,799	0.13	6,404	0.12
介護扶助	197,088	3.79	194,920	3.80	194,656	3.86	183,344	3.52	184,968	3.59
医療扶助	2,898,976	55.82	2,847,331	55.51	2,736,449	54.29	2,951,314	56.65	2,930,329	56.81
出産扶助	0		14		248		226		547	
生業扶助	3,823	0.24	3,271	0.24	3,803	0.30	4,177	0.31	4,866	0.29
葬祭扶助	8,623		9,078		10,837		11,533		9,561	
施設事務費	112,858	2.17	105,945	2.07	113,996	2.26	112,636	2.16	121,666	2.36
就労自立給付金	859	0.02	593	0.01	1,076	0.02	1,427	0.03	1,906	0.04
進学準備給付金	900	0.02	400	0.01	700	0.01	400	0.01	1,100	0.02
計	5,193,277	100.00	5,129,039	100.00	5,040,518	100.00	5,209,640	100.00	5,158,471	100.00

(3)世帯類型別被保護世帯数（令和８年４月分）

（単位：世帯数、％）

区分＼世帯数・比率	世帯数	比　率
高　齢　者　世　帯	1,546	62.2
母　子　世　帯	45	1.8
障 が い 者 世 帯	278	11.2
傷　病　世　帯	332	13.4
そ　の　他	285	11.5
計	2,486	100.0

(4)労働力類型別の保護世帯の状況（令和８年４月分）

（単位：世帯数、％）

労働力類型＼世帯類型		現に保護を受けた世帯（月中）						計	構成比
		高齢者	母子	障がい者	傷病	その他	医療扶助単給(再掲)		
世帯主が働いている	常用勤労者	32	18	74	52	62	1	238	10.8
	日雇労働者	2	1	9	5	9	0	26	
	内　職　者	1	0	1	0	1	0	3	
	そ　の　他	0	0	1	1	0	0	2	
世帯員が働いている		2	0	0	3	22	1	27	1.1
働いているものがいない		1,509	26	193	271	191	4	2,190	88.1
計		1,546	45	278	332	285	6	2,486	100.0

１３　福祉・就労支援と生活困窮者自立支援

(1)福祉・就労支援事業

平成 24 年 8 月 1 日から佐賀市と厚生労働省佐賀労働局（ハローワーク佐賀）が共同で本庁 1 階窓口に「佐賀市福祉・就労支援コーナー（愛称：えびすワークさがし）」を開設し、自立が見込める生活保護受給者や児童扶養手当受給者等の福祉サービスが必要な方の就労による経済的、社会的自立を支援している。

①令和 7 年度実績

○えびすワークさがし相談件数　（件）

新規相談件数		再相談件数		合計	
	支援対象者		支援対象者		支援対象者
407	144	1,367	674	1,774	818

※支援対象者＝生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者等

○支援対象者の就職者数　（人）

生活保護受給者	HW	児童扶養手当受給者	HW	住居確保給付金受給者	HW	生活保護相談段階の者	HW	合計	HW
72	51	82	49	13	7	0	0	167	107

※HW＝ハローワーク佐賀の職業紹介による就職者数（内数）

(2)生活自立支援センター事業

生活困窮者等が経済的、社会的に早期に自立することを支援するため、平成 25 年 10 月 25 日に「佐賀市生活自立支援センター」を開設し、本人の状態に応じた包括的な自立相談支援事業、就労促進のための就労準備支援事業、貧困の連鎖の防止を図るための子どもの学習・生活支援事業等を実施している。

①佐賀市生活自立支援センターの概要

所在地　　佐賀市八幡小路 2 番 3 号　八幡小路ビル 2 階

開設時間　午前 10 時～午後 6 時（土日、祝日、年末年始は閉館）

委託先　　特定非営利活動法人スチューデント・サポート・フェイス

②支援実績　（人）

区分		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
新規相談者数		581	609	578	617	797
支援プランを作成し、支援をした者		559	395	463	513	646
内訳	就労準備支援	21	21	21	23	21
	学習・生活支援	24	74	92	77	64
	自立相談支援	514	300	350	413	561

※支援プランを作成し、支援をした者には、本人同意がない体験中の者を含む。

③就職、進学等の実績　（人）

区　分		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
就労等を開始した者	就職者	57	82	58	60	66
	福祉的就労参加者	1	6	5	6	6
	公共職業訓練受講者	0	2	2	1	2
	合　計	58	90	65	67	74
進学等をした者	高等学校進学者	7	14	20	16	13
	高等学校卒業程度認定試験合格者	0	0	0	0	0
	大学等進学者	1	6	3	8	9
	夜間中学入学者	0	0	0	1	0
	合　計	8	20	23	25	22

(3)家計改善支援事業

家計の課題を抱える生活困窮者等からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして家計改善の意欲を引き出した上で、必要な情報提供や専門的助言・指導等を行っている。

①佐賀市家計見直し相談室の概要

所在地　　佐賀市白山一丁目 2 番 13 号　諸永ビル 2 階

開設時間　午前 9 時～午後 6 時（土日、年末年始は閉所）

委託先　　社会福祉法人グリーンコープ

②支援実績　（人）

区分		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
被保護者	新規相談者	14	15	22	38	42
	支援対象者	14	15	24	41	54
	支援終了者	14	13	16	33	45
生活困窮者	新規相談者	381	163	203	245	310
	支援対象者	517	187	261	309	425
	支援終了者	493	129	197	198	267
合計	新規相談者	395	178	225	283	352
	支援対象者	531	202	285	350	479
	支援終了者	507	142	213	231	312

(4)生活困窮者住居確保給付事業

一定の要件を満たす者に対して、住まいの確保を目的とした給付金の支給を行っている。

①家賃の補助

住居確保就労支援員を配置し、離職、廃業から 2 年以内、もしくは休業等により収入が

減少した者であって、就労能力と就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は失うおそれのある者を対象として、家賃相当分の住居確保給付金を支給するとともに、就職支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行っている。

ア　支給額

生活保護の住宅扶助額に準拠した額（上限の例）

（単身世帯：30,300 円、2 人世帯：36,000 円、3 人～5 人世帯：39,400 円）

イ　支給期間

原則として 3 か月間とする。ただし、一定の条件を満たす場合には、3 か月を限度に支給期間を 2 回まで延長することができる。（最大 9 か月）

ウ　支援実績　（人）

年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
延べ相談者数	127	134	107	132	122
支給者数	8	9	10	15	15
実就職者	2	5	6	8	11
延べ就職者数	2	6	6	11	14

②転居費用の補助（令和 7 年度から）

配偶者の死亡や離職等により収入が減少し、住宅を喪失している者又は失うおそれのある者で、家計改善のために家賃が安い住宅に転居する必要があると認められる者を対象に、転居費用相当分の給付金の支給を行っている。

ア　対象経費

転居先への家財の運搬費用 、転居先の住宅に係る初期費用 （礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料）、ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む）、鍵交換費用　　※敷金や前家賃等は対象外

イ　支給上限額

単身世帯：90,900 円、2 人世帯：108,000 円、3 人～5 人世帯： 118,200 円など

ウ　支援実績　（人）

年度	R7 年度
延べ相談者数	36
支給者数	2

１４　国民健康保険

(1)　国民健康保険事業のあゆみ

昭和 20 年 7 月	佐賀国民健康保険組合（任意設立・任意加入制）
昭和 24 年 1 月	市公営（任意実施・強制加入制）
昭和 32 年 4 月	市全域国保実施事業内容完全統一（5 割給付）
昭和 36 年 10 月	世帯主の結核・精神病の 7 割給付
昭和 38 年 10 月	世帯主の 7 割給付実施
昭和 42 年 1 月	世帯員の 7 割給付実施
昭和 47 年 4 月	賦課事務を電算に委託
昭和 48 年 1 月	老人医療費支給制度実施、70 歳以上医療費無料化
昭和 49 年 4 月	高額療養費制度を任意給付として実施（個人負担限度額　30,000 円）
昭和 53 年 4 月	高額療養費委任払方式の実施
昭和 58 年 2 月	老人保健法施行
昭和 59 年 10 月	退職者医療制度の創設
平成 5 年 3 月	改正国民健康保険法 国保財政安定化支援事業の制度化、保険基盤安定制度の国庫負担の定額化
平成 6 年 6 月	改正国民健康保険法 付添看護・介護の解消、訪問看護療養費、入院時食事療養費、出産育児一時金の創設、移送費の給付見直し、保健事業の推進、住所地主義特例の創設
平成 7 年 4 月	改正国民健康保険法 高額医療費共同事業の法定化、住所地主義の特例の拡大、国保税軽減制度の拡充、老人医療費拠出金算定の見直し
平成 9 年 9 月	国民健康保険条例準則の一部改正 外来の薬剤に係る一部負担の制度化
平成 10 年 6 月	改正国民健康保険法 老人医療費拠出金の負担及び算定の見直し、市町村国民健康保険の事務費負担金の一般財源化
平成 11 年 7 月	老人医療受給者に関する薬剤一部負担軽減特例措置
平成 12 年 4 月	介護保険制度施行 改正国民健康保険法 滞納者対策の強化 （被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付義務化、保険給付の支払の一時差し止めの義務化等）、住所地特例の見直し、介護納付金分保険料の賦課
平成 13 年 6 月	健康保険法等一部改正 高額療養費自己負担額の引き上げ、入院時食事療養費にかかる標準負担額の引き上げ、老人一部負担金の原則定率 1 割負担の導入、老人保健制度に高額医療支給制度の創設

平成 14 年 10 月	健康保険法等一部改正
	一部負担金の見直し(3 歳未満：2 割、3 歳以上 69 歳以下：3 割、70 歳以上：1 割又は 2 割)、老人医療受給対象年齢の引き上げ（5 年間で 70 歳から 75 歳に段階的に引き上げ）
平成 15 年 4 月	一部負担金の見直し（退職被保険者等：3 割）
	保険者支援制度の創設
	高額医療費共同事業の拡充・制度化
	保険税の所得割算定方法の見直し
平成 16 年 4 月	国民健康保険税の税率・税額改定
平成 17 年 10 月	佐賀市・諸富町・大和町･富士町･三瀬村が合併し新佐賀市となる市町村合併に伴う国民健康保険条例の制定
平成 18 年 10 月	健康保険法等一部改正
	高額療養費自己負担額の引き上げ、人工透析を要する 70 歳未満上位所得者の自己負担限度額の引き上げ、一部負担金の見直し（70 歳以上現役並み所得者：3 割）、70 歳以上の高齢者に係る入院時生活療養費の創設、保険財政共同安定化事業の創設
	出産育児一時金の支給額の引き上げ、出産育児一時金受取代理制度の導入
平成 19 年 4 月	健康保険法等一部改正
	70 歳未満の入院に係る高額療養費の現物給付化
平成 20 年 4 月	健康保険法等一部改正
	65 歳以上を対象とした保険税の年金からの特別徴収の開始
	70 歳～74 歳の高齢者の患者負担の見直し（1 割→2 割）
	※　ただし、指定公費負担制度が創設され 1 割負担に据え置き（以後毎年 1 年ずつ延長）
	乳幼児の患者負担軽減（2 割）措置の拡大（3 歳未満→義務教育就学前）
	老人保健法を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正
	保険者に対する一定の予防健診等の義務付け
	高額介護合算療養費の施行
	後期高齢者（75 歳以上）を対象とした後期高齢者医療制度の創設
	前期高齢者（65 歳～74 歳）の医療費に係る財政調整制度の創設
平成 21 年 1 月	出産育児一時金の支給額の引き上げ、産科医療補償制度の創設
	75 歳到達月の一部負担金の自己負担額を 1/2 とする措置
平成 21 年 2 月	国民健康保険法の一部改正
	資格証明書交付世帯に属する中学生以下の被保険者への短期被保険者証の交付
平成 21 年 4 月	70 歳～74 歳の高齢者の患者負担の運用延期（1 割→2 割→1 割）
	指定公費負担制度の運用を 1 年延期
平成 21 年 8 月	高額医療高額介護合算制度（施行　平成 20 年 4 月）の本格運用開始
平成 21 年 10 月	出産育児一時金支給額の引き上げ（380,000 円から 420,000 円に）

	ただし、産科医療補償制度の対象医療機関以外での出産の場合は、390,000 円
	出産育児一時金の直接支払制度の創設
	佐賀市国民健康保険出産費資金貸付基金条例廃止
平成 22 年 4 月	資格証明書交付世帯に属する高校生相当年齢以下の被保険者へ短期被保険者証の交付（有効期間 6 箇月）
	非自発的失業者に対する保険税軽減措置
	被保険者証様式の変更（二つ折タイプへ拡大）
	「被保険者証」「高齢受給者証」「特定健診受診券」の一体化
平成 22 年 7 月	短期証交付世帯に属する高校生相当年齢以下の被保険者への有効期間 6 箇月以上の短期被保険者証の交付
平成 24 年 4 月	限度額適用認定証の外来・調剤・訪問看護への使用範囲拡大
平成 25 年 4 月	国民健康保険税の税率・税額改定
平成 26 年 4 月	70 歳～74 歳の高齢者の患者負担（2 割）運用開始
平成 27 年 1 月	高額療養費にかかる所得区分の見直し（3 区分⇒5 区分）
	産科医療補償制度掛金の引き下げ（30,000 円→16,000 円）及び出産育児一時金の引き上げ（390,000 円→404,000 円）
平成 28 年 4 月	国民健康保険税の税率・税額改定
平成 29 年 8 月	高額療養費制度にかかる 70 歳以上の方の上限額の見直し（年間上限額の設定等）
平成 30 年 4 月	財政運営の責任主体が市町村から都道府県に変更
	国民健康保険税の税率・税額改定
平成 30 年 8 月	高額療養費制度にかかる 70 歳以上の方の所得区分の見直し（現役並み所得者を細分化、1 区分⇒3 区分）及び一般区分の外来限度額の引き上げ（14,000 円⇒18,000 円）
令和 2 年 4 月	国民健康保険税の税率・税額改定
令和 3 年 4 月	国民健康保険税の税率・税額改定
令和 4 年 1 月	産科医療補償制度掛金の引き下げ（16,000 円→12,000 円）及び出産育児一時金の引き上げ（404,000 円→408,000 円）
令和 4 年 4 月	国民健康保険税の税率・税額改定
	未就学児に対する保険税軽減措置
令和 5 年 4 月	国民健康保険税の税額改定
	出産育児一時金の引き上げ（408,000 円→488,000 円）
令和 6 年 1 月	出産被保険者に対する産前産後期間の国民健康保険税軽減措置
令和 6 年 4 月	国民健康保険税の税率・税額改定
	短期被保険者証の廃止
	退職者医療制度の廃止
令和 6 年 12 月	被保険者証の新規交付を廃止
	被保険者証の新規交付廃止に伴い「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」の交付を開始
令和 7 年 4 月	国民健康保険税の税率・税額改定

令和８年４月　　国民健康保険税の税率・税額改定
子ども・子育て支援金制度の創設
佐賀市国民健康保険高額療養費貸付基金条例廃止

(2)　加入状況　R7 年度実績　　（単位：世帯・人・％）

年度	世帯			人口			家族構成	
	全市［A］	国保［B］	加入率	全市［C］	国保［D］	加入率	全市［C/A］	国保［D/B］
7	［105,589］	［25,902］	［24.53］	［224,390］	［38,630］	［17.22］	［2.13］	［1.49］
	105,427	26,411	25.05	225,381	39,609	17.57	2.14	1.50

※　年度年間平均（R7 年４月～R8 年３月）の数［ ］内の数値は R8 年３月 31 日現在の数

(3)　保険給付の状況

①　療養諸費の状況　　（単位：件・円）

年度	種別	件数	費用額	１件当たり費用額	１人当たり費用額
7	療養の給付	807,353	20,866,447,608	25,846	525,312
	療養費	20,075	168,273,245	8,382	4,236

※　令和７年度事業年報による。

②　療養の給付［診療費］

年度	件数（件）	日数（日）	費用額（円）	1件当たり日数（日）	1件当たり費用額（円）	1人当たり受診件数（件）	1人当たり費用額（円）
7	498,204	1,013,382	16,301,560,793	2.03	32,721	12.54	410,391

※　令和７年度事業年報による。

③　高額療養費　　（単位：件・円）

年度	件数	高額療養費
7	40,740	2,557,791,573

※　令和７年度事業年報による。

④　鍼灸施設利用費助成

対象者　65 歳未満の被保険者

助成額　施術１回につき 1,000 円
ただし、被保険者一人につき１日１回、１年度中 24 回まで

○　鍼灸施設利用状況

利用証交付人数（A）	施術回数（B）	市負担金交付額（決算額）（C）	利用証交付率（A）／65 歳未満の平均被保険者数	１人当たり利用回数（B）／（A）
214 人	1,053 回	1,053,000 円	0.94％	4.92 回

※　令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までの実績

(4) 保険財政（令和７年度）

○ 歳 入

科目	予算総額（円）	調定額（円）	収入済額（円）	不納欠損額（円）	収入未済額（円）	収入率（%）	
						対予算	対調定
国民健康保険税	5,268,042,000	6,086,630,948	5,327,463,856	18,659,912	740,507,180	101.13	87.53
一部負担金	2,000	0	0	0	0	0.00	－
使用料及び手数料	2,659,000	2,855,955	2,855,955	0	0	107.41	100.00
県支出金	18,834,816,000	18,781,206,892	18,781,206,892	0	0	99.72	100.00
財産収入	1,353,000	1,256,385	1,256,385	0	0	92.86	100.00
繰入金	2,494,856,000	2,484,242,053	2,484,242,053	0	0	99.57	100.00
繰越金	456,081,000	456,079,044	456,079,044	0	0	100.00	100.00
諸収入	32,506,000	31,450,193	26,621,457	548,170	4,280,566	81.90	84.65
国庫支出金	6,386,000	11,891,000	11,891,000	0	0	186.20	100.00
計	27,096,701,000	27,855,612,470	27,091,616,642	19,208,082	744,787,746	99.98	97.26

※ 収入済額には、還付未済額 3,819,336 円を含む。

○ 歳 出

科目	予算総額（円）	支出済額（円）	不用額（円）	執行率（%）
総務費	625,167,000	610,030,302	15,136,698	97.58
保険給付費	18,221,692,000	18,080,559,878	141,132,122	99.23
国民健康保険事業費納付金	7,124,825,000	7,124,824,043	957	100.00
財政安定化基金拠出金	25,000	25,000	0	100.00
保健事業費	159,569,000	126,812,854	32,756,146	79.47
基金積立金	457,433,000	457,335,429	97,571	99.98
公債費	1,000	0	1,000	0.00
諸支出金	497,487,569	496,961,091	526,478	99.89
予備費	10,501,431	0	10,501,431	0.00
計	27,096,701,000	26,896,548,597	200,152,403	99.26

(5) 国民健康保険特別会計決算

（単位:千円）

区分＼年度	令和7年度
歳入総額A	27,091,617
歳出総額B	26,896,549
歳入歳出差引額C（A－B）	195,068
基金繰入金D	354,782
繰越金E	456,079
国庫負担金等精算額F	450,074
単年度経常収支G（C－D－E＋F）	△165,719

(6) 保険税

賦課の概要（令和８年４月１日現在）

① 賦課期日　　４月１日

② 賦課方法　　３方式

③ 保険税額の計算　所得割額＋均等割額＋平等割額＝保険税額（年額）

④ 賦課限度額　　医療分 67 万円、後期高齢者支援金分 26 万円、子ども・子育て支援金分３万円、介護分 17 万円

⑤ 低所得世帯に対する軽減

前年中の減額対象所得が以下の金額を超えない場合、均等割額並びに平等割額をそれぞれ減額する。

ア　７割相当額の減額：43 万円 ＋（給与・公的年金所得者等の数－１）× 10 万円

イ　５割相当額の減額：43 万円 ＋（31 万円×世帯の被保険者数）
＋（給与・公的年金所得者等の数－１）× 10 万円

ウ　２割相当額の減額：43 万円 ＋（57 万円×世帯の被保険者数）
＋（給与・公的年金所得者等の数－１）× 10 万円

※減額対象所得は擬制世帯主（国保の被保険者でない世帯主）を含む。

⑥ 未就学児の均等割額は、半額を減額する。

⑦ 18 歳未満の子ども・子育て支援金分の均等割額は、10 割減額する。

区分＼年度		令和7年度	令和8年度
医療分	所得割額（%）	10.7	9.2
	均等割額（円）	30,500	30,500
	平等割額（円）	35,500	32,500
後期高齢者支援金分	所得割額（%）	3.2	2.7
	均等割額（円）	10,500	10,000
	平等割額（円）	8,800	8,800
子ども・子育て支援金分	所得割額（%）	－	0.2
	均等割額（円）	－	940 （18歳以上　+60）
	平等割額（円）	－	600
介護分（40歳以上65歳未満の人）	所得割額（%）	2.9	2.1
	均等割額（円）	10,700	10,700
	平等割額（円）	6,000	5,500

(7) 徴収状況（現年課税分）

年度	調定額（円）	うち居所不明者分	収納額（円）	うち還付未済額	収納率（%）
7	5,413,687,100	885,400	5,180,090,395	3,707,036	95.63%

※　収納率の算定にあたっては、居所不明者分調定額及び還付未済額を控除している。

(8) 保険給付の内容

① 療養の給付

マイナ保険証等を提示して医療機関にかかることを療養の給付という。被保険者が医療機関の窓口で自己負担額を支払い､残りの治療費等は国保がまとめて医療機関に支払う。

自己負担割合
- 義務教育就学前　2割
- 義務教育就学後 70 歳未満　3割
- 70 歳以上 75 歳未満　2割

※現役並み所得者（課税所得 145 万円以上）は 3 割

② 療養費

次のような場合には、自己負担額を除いた額が支給される。

・マイナ保険証等の未提示又は喪失後受診のため全額自己負担となったとき、医師が認めたコルセット等治療用の装具代を支払ったとき、海外渡航中に現地で治療を受けたとき、はり･きゅう･マッサージの施術を受けたとき、柔道整復師の施術を受けたとき、生血を輸血したとき等

③ 入院時食事療養費

入院時の食事代のうち被保険者の自己負担分（標準負担額）を除いた額は、国保がまとめて医療機関に支払う。住民税非課税世帯の標準負担額は申請により減額される。

④ 高額療養費

医療機関に支払う自己負担額が高額になったとき、限度額を超えた分が後で国保から世帯主に支給される。医療機関の窓口で、マイナ保険証を利用し、又は限度額適用認定証を提示した被保険者は、高額療養費相当額の療養を現物給付で受けられる。

⑤ 高額介護合算療養費

医療機関に支払う自己負担額と、介護サービスを受けたときに支払う利用者負担額を世帯単位で合算し、限度額を超えた分が後から支給される。

⑥ 移送費

傷病等により移動が困難な人が、療養の給付を受けるため、医師の指示により一時的、緊急的な必要性があって医療機関に移送され費用がかかった場合、移送費が支給される。

移植用の臍帯血や骨髄等の搬送費用は、その他の療養費として実費分が支給される。

⑦ 出産育児一時金

被保険者が出産したとき、48.8 万円支給される。ただし、産科医療補償制度に加入している医療機関で出産したとき（在胎週数 22 週以降）は 1.2 万円を加算。妊娠 85 日以上であれば、死産、流産も対象となる。

⑧ 葬祭費

被保険者が死亡したとき、喪主に 3 万円支給される。

(9) 三瀬診療所

① 沿革

昭和 26 年 4 月	三瀬村国保組合診療所として組織発足 三瀬村大字三瀬 2677 番地に診療所建設着工
昭和 26 年 12 月 20 日	診療所（木造瓦葺平屋建 100.75 坪）医師住宅（木造瓦葺平屋建 23.25 坪）完成 三瀬村国保直営診療所に改称し診療開始
昭和 35 年 7 月 1 日	三瀬村国民健康保険診療所に改称
昭和 47 年 9 月 19 日	診療所老朽化により、三瀬村大字三瀬 2615 番地に新築工事着工
昭和 48 年 5 月 1 日	新診療所で診療開始（診療所　鉄筋コンクリート 2 階建 400.298 ㎡　医師住宅　木造瓦葺平屋建 85.598 ㎡）
昭和 54 年 4 月 1 日	歯科診療開始
平成 14 年 4 月 18 日	三瀬村大字藤原 3882 番地 6 にスマイルセンター（診療所・保健センター）完成 5 月 1 日から診療開始 診療所分　　木造瓦葺平屋建　555.95 ㎡ 医師住宅　　〃　　115.93 ㎡
平成 17 年 10 月 1 日	市町村合併により、佐賀市立国民健康保険三瀬診療所として診療開始

② 事業概要

ア 診療所開設年月日

平成 17 年 10 月 1 日（当初　昭和 26 年 12 月 20 日）

イ 医療圏名

佐賀中部保健医療圏

ウ 医療圏人口

331,524 人（R8.3 月末現在）

エ 診療圏面積

三瀬村 40.70 K ㎡

オ 診療圏人口

1,047 人（R8.3 月末現在）

カ 診療科目（4 科）

内科、外科、小児科、歯科

キ 診療時間

平　日　9：00～17：00

土曜日　内科・外科・小児科…9：00～12：00、歯科…9：00～17：00

（休診：日曜日、祝日、年末年始、内科…火・金・土曜日午後、歯科…木曜日）

ク 病床数

一般病床 6 床

ケ 医療機器の整備状況

Ｘ線撮影装置、生化学自動分析装置、超音波診断装置、全自動血球計測器、心電計

コ 診療所の性格

国民健康保険直診施設、へき地診療施設

③　受診者数　（単位：人）

区　　分	7年度
内　　科	4,581
歯　　科	1,828
合　　計	6,409

④　診療収入状況　（単位：円）

区　　分	7年度
内　　科	27,957,701
歯　　科	16,778,161
合　　計	44,735,862

１５　国民年金

(1)　国民年金のあらまし

国民年金は、すべての国民を対象として、老齢・障がい・死亡に対して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的とした制度である。昭和 61 年 4 月 1 日から、従来別々の制度に加入されていたサラリーマンと自営業者などを一本化して、基礎年金という共通した制度となった。

①　加入種別

加入者の種別は、次の第 1 号被保険者から第 3 号被保険者までの 3 つがあり、給付面や保険料納付方法に違いがある。

	第 1 号被保険者	第 2 号被保険者	第 3 号被保険者
種別	日本国内に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満の自営業者や農林漁業従事の方とその配偶者、学生など	厚生年金保険に加入している人	厚生年金保険に加入されている人に扶養されている配偶者で、20 歳以上 60 歳未満の人
納付方法	納付書払いや口座振替などにより自ら納付	給料から控除	配偶者が加入している制度から拠出されるため自ら納める必要なし

②　国民年金の適用の推移

国民年金が発足した昭和 36 年 4 月 1 日からの国民年金の適用範囲は、下表のように推移している。昭和 61 年 3 月以前は、日本国内に住所がある 20 歳以上 60 歳未満の人でも、適用除外や任意適用の対象が多かった。しかし、昭和 61 年 4 月以降はほぼ強制適用となり、現在国民年金の適用除外となっている人は被用者年金の老齢（退職）年金の受給権者のみとなっている。

		昭 36.4 ▼	昭 37.12 ▼	昭 55.4 ▼	昭 57.1 ▼	昭 61.4 ▼	平 3.4 ▼
1	(1)被用者年金制度の加入者	適用除外					強制適用
	(2)その配偶者	任意適用					強制適用
2	(1)国会議員	適用除外			任意適用		強制適用
	(2)その配偶者	任意適用					強制適用
3	(1)地方議会議員	強制適用	任意適用				強制適用
	(2)その配偶者	強制適用	任意適用				強制適用
4	(1)被用者年金制度の老齢給付受給権者	任意適用					
	(2)その配偶者	任意適用					強制適用

		昭36.4 ▼	昭37.12 ▼	昭55.4 ▼	昭57.1 ▼	昭61.4 ▼	平3.4 ▼
5	(1)被用者年金制度の老齢給付受給資格期間満了者	任意適用				強制適用	
	(2)その配偶者	任意適用				強制適用	
6	(1)被用者年金制度の障害給付受給権者	任意適用				強制適用	
	(2)その配偶者	任意適用				強制適用	
7	被用者年金制度の遺族給付受給権者	任意適用				強制適用	
8	学生	任意適用					強制適用
9	在日外国人	適用除外			強制適用		
10	国内在住の60歳以上65歳未満の者	適用除外				任意適用	
11	海外在住の20歳以上65歳未満の邦人	適用除外				任意適用	

(2) 被保険者数・適用状況

（単位：人）

区分／年度	第1号被保険者・任意加入被保険者			第3号被保険者数	被保険者総数
	第1号被保険者数 A	任意加入被保険者数 B	計 C（A＋B）	D	E（C＋D）
7	24,546	274	24,820	9,513	34,333

(3) 保険料納付状況

年　度	対象月数	納付月数	納付率（%）	佐賀県（%）
7	152,167	123,750	81.3	82.3

(4) 保険料免除状況

（単位：人）

区分／年度	第1号被保険者数（A）	免除被保険者数								免除率（B）/（A）（%）	佐賀県（%）
		法定免除	申請免除					学生納付特例	計（B）		
			全額免除	3/4免除	半額免除	1/4免除	納付猶予				
7	24,546	2,910	4,463	354	236	169	1,186	3,473	12,791	52.1	51.0

(5) 基礎年金受給者数及び年金額

（単位：人・千円）

区分／年度	老齢基礎年金		障害基礎年金		遺族基礎年金		合計	
	受給権者数	年金額	受給権者数	年金額	受給権者数	年金額	受給権者数	年金額
7	64,837	47,177,554	5,468	4,979,924	418	351,013	70,723	52,508,491

(6) 福祉年金支給状況

年度	受給権者数（人）	総年金額（円）
7	0	0

(7) 寡婦年金支給状況

年度	受給権者数（人）	総年金額（円）
7	25	10,055,507

(8) 年金の種類と金額

<table>
<tr><th></th><th>年金の受けられる資格と条件</th><th>年 金 額</th><th>所得制限</th></tr>
<tr><td>老齢基礎年金</td><td>・原則として 65 歳から。
・保険料を納めた期間、保険料の免除を受けた期間及び合算対象期間を合わせて 10 年以上あること。
※平成 29 年 8 月から、資格期間が 25 年から 10 年に短縮された。</td><td>・満額で年 847,300 円【844,900 円】
(月額)70,608 円 【70,408 円】
※【 】は昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの場合
加入可能期間(昭和 16 年 4 月 2 日以降生まれの人は 40 年)中に保険料未納期間や免除期間があれば、その分は減額となる。</td><td>な し</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">(主な計算例 H21.4 月から適用)
$847{,}300\text{円} \times \dfrac{\text{保険料納付月数} + \text{保険料全額免除月数} \times \frac{4}{8} + \text{保険料 1/4 納付月数} \times \frac{5}{8} + \text{保険料半額納付月数} \times \frac{6}{8} + \text{保険料 3/4 納付月数} \times \frac{7}{8}}{40\text{年(加入可能年数)} \times 12} = \text{老齢基礎年金額}$
H21.3 月までの適用
保険料全額免除月数×1/3 1/4 納付月数×1/2 半額納付月数×2/3 3/4 納付月数×5/6</td></tr>
<tr><td>障害基礎年金</td><td>・対象者は、20 歳以上で国民年金法の障害等級表の 1・2 級に該当する人。なお、20 歳前傷病による受給者には、本人について所得制限が設けられている。
・初診日前に保険料納付済期間(免除期間を含む)が初診日の前々月までの加入期間の 2/3 以上であること。なお、令和 18 年 3 月 31 日までは、初診日の前々月までの 1 年間に保険料未納期間がなければよい。</td><td>・1 級 1,059,125 円【1,056,125 円】
・2 級 847,300 円【844,900 円】
※【 】は昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの場合
18 歳到達年度の末日(3 月 31 日)を経過していない等の子の加算額
2 人目まで 1 人につき 243,800 円
3 人目以降 1 人につき 81,300 円</td><td>な し
*無拠出障害基礎年金(障害福祉年金からの裁定替及び 20 歳前傷病)は所得制限あり</td></tr>
<tr><td>特別障害給付金</td><td>・下記の人で、任意加入をしていなかった期間に初診日があり現在の障害基礎年金 1・2 級に該当する程度の障害の状態にあるものとして認定された人に支給。
①昭和 61 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金・共済組合等の加入者)の配偶者
②平成 3 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった学生</td><td>・障害基礎年金 1 級に該当する人
月額 58,650 円
・障害基礎年金 2 級に該当する人
月額 46,920 円</td><td>あ り</td></tr>
<tr><td>遺族基礎年金</td><td>・次のいずれかに該当する国民年金の被保険者または被保険者であった人が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた子(死亡当時、18 歳到達年度の末日(3 月 31 日)を経過していない、または 20 歳未満で障害年金の障害等級 1 級または 2 級)のある配偶者か子
①保険料の納付期間(免除期間を含む)が死亡日の属する月の前々月までの加入期間の 2/3 以上であること。なお、令和 18 年 3 月末日までは、死亡日の属する月の前々月までの 1 年間に保険料の未納期間がなければよい。
②老齢基礎年金の受給資格を満たしていること。(死亡時の配偶者の年収が 850 万円未満)</td><td>・配偶者の年金額 847,300 円
【844,900 円】
子の加算額
2 人目まで 1 人につき 243,800 円
3 人目以降 1 人につき 81,300 円

※【 】は昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの場合</td><td>あ り</td></tr>
<tr><td>寡婦年金</td><td>・第 1 号被保険者としての保険料納付期間と保険料免除期間を合算した期間だけで老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、何の年金も受けないで死亡したときに、10 年以上婚姻期間がある妻が 60 歳から 65 歳に達するまで受けられる。(年収 850 万円未満の妻)</td><td>・夫が受けることができた老齢基礎年金の 3/4</td><td>あ り</td></tr>
<tr><td>死亡一時金</td><td>・第 1 号被保険者(任意加入被保険者を含む)としての保険料納付済期間の月数が 36 月以上ある人が何の年金も受けないで死亡したとき、その遺族が遺族基礎年金及び寡婦年金を受けられない場合、死亡した人の保険料納付期間に応じて支給。</td><td>・納付済期間により、120,000 円～320,000 円が支給される。</td><td>な し</td></tr>
<tr><td>未支給年金</td><td>・受給者が死亡し、未支給の年金がある場合、受給者から見て 3 親等内の生計を同じくしていた遺族に支給。</td><td></td><td>な し</td></tr>
</table>

１６　後期高齢者医療制度

(1)　後期高齢者医療制度の創設の経緯と趣旨

わが国は、すべての国民が健康保険組合や国民健康保険などの公的な医療保険制度に加入し、誰もが安心して医療を受けることができる「国民皆保険制度」の下で世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を実現してきた。

しかしながら、急速な高齢化の進展と高齢者医療費の増加、経済の低成長への移行は、近年、医療保険制度の持続可能性に影響を与えるまでになり、抜本的な見直しが迫られるようになった。

このような状況に対応するため、平成 18 年 6 月、健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正され、平成 20 年 4 月から新たに後期高齢者医療制度が創設された。

後期高齢者医療制度は、75 歳以上（一定の障がいのある方は 65 歳以上）の高齢者を対象とした独立した医療制度であり、それまでの老人医療制度で不明確であった高齢者自身の医療費の費用負担について、患者負担分を除き現役世代からの支援金が 4 割、公費 5 割のほか、高齢者からの保険料が 1 割と、現役世代と高齢者の負担割合が財政運営の面で明確となり、制度運営については、後期高齢者医療広域連合という新たな運営主体が創設された。

(2)　運営主体

佐賀県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」）

※　保険料徴収・窓口業務は市区町村が行う。

(3)　被保険者

①　75 歳以上の人

②　65 歳以上で一定の障がいのある人（ただし、申請し広域連合の認定を受けた人）

（令和 8 年 3 月末現在）

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100 歳～	計（人）
佐賀市	172	287	14,940	9,384	6,887	4,045	1,347	232	37,294
佐賀県	470	857	56,980	33,571	25,951	15,417	5,349	940	139,535

(4)　保険給付の内容（令和８年度）

①　療養の給付

医療保険を使って医療機関にかかることを療養の給付という。被保険者が医療機関の窓口で自己負担額を支払い、残りは広域連合がまとめて医療機関に支払う。

※　自己負担割合　外来・入院とも医療費の 1 割、2 割、3 割（所得に応じる）。

②　療養費

やむを得ない事情等で、保険医療機関等で療養の給付等を受けることができず、例外的に被保険者が医療費の全額をいったん保険医療機関等の窓口で支払ったとき、その支払った分から一部負担金等相当額を除いた一定額について支給される。

例）・急病でやむなくマイナ保険証などを持たずに受診したとき
・医師が認めたコルセット等の治療用装具を作成したとき
・療養の給付を受けるため緊急その他やむを得ず医療機関に移送されたとき

③　入院時食事療養費

保険医療機関等に入院したとき、入院時の食事代のうち被保険者の自己負担分（標準負担額）を除いた額を、広域連合がまとめて医療機関に支払う。

④　入院時生活療養費

保険医療機関等に長期入院したとき、入院時の生活療養に要した費用のうち被保険者の自己負担分（標準負担額）を除いた額を、広域連合がまとめて医療機関に支払う。

⑤　高額療養費

医療機関に支払う医療費の自己負担額が高額になり限度額を超えた場合、超えた分が広域連合から支給される。

⑥　高額介護合算療養費

被保険者の属する世帯が、後期高齢者医療制度と介護保険制度のどちらの制度でも一部負担金等を支払っていて、その1年間の合計額が一定の限度額を超えた場合に、広域連合及び介護保険者から支給される。

⑦　葬祭費

被保険者が死亡したとき、喪主に3万円支給される。

(5)　健康診査

広域連合では、糖尿病・高血圧症・脂質異常症（高脂血症）などの生活習慣病を早期に発見するために、1年に1回自己負担なしで受診できる健康診査を実施している。

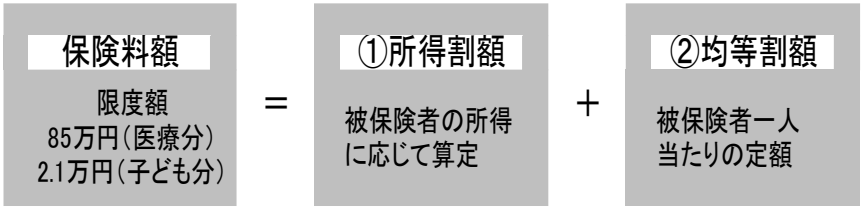
【令和7年度】	受診者数（人）	被保険者数（人）	対被保険者受診率
佐賀市	5,498	36,457	15.08%
佐賀県	28,410	136,007	20.89%

(6)　保険料（令和8年度）

①　賦課期日　　毎年4月1日

②　保険料額の計算

保険料は被保険者本人の所得に応じて負担する「所得割額」と被保険者全員が定額で負担する「均等割額」を合計して個人単位で算定する。



所得割額　＝　賦課のもととなる所得金額(※)
×所得割率＜11.79%（医療分）0.24%（子ども分）＞

均等割額　＝　68,700円（医療分）、1,400円（子ども分）

※　賦課のもととなる所得金額＝前年中の総所得－基礎控除（43万円。合計所得が

2,400 万円超の場合は段階的に縮小）

③　保険料の軽減措置

ア　所得が低い方に対する軽減(均等割額の軽減)

世帯主及び世帯の後期高齢者医療の被保険者全員の軽減判定所得の合計額	均等割額の軽減割合
43 万円＋10 万円×（年金・給与所得者の数-1） 以下	7 割(※)
43 万円＋10 万円×（年金・給与所得者の数-1）＋31 万円×（被保険者数） 以下	5 割
43 万円＋10 万円×（年金・給与所得者の数-1）＋57 万円×（被保険者数） 以下	2 割

※７割軽減の対象者は、令和８、９年度は医療分のみ 7.2 割軽減となります。

イ　被用者保険の被扶養者だった人

後期高齢者医療制度加入の前日まで被用者保険（全国健康保険協会管掌健康保険、健康保険組合、共済組合など。国民健康保険は含まれない。）の被扶養者だった人は、均等割額は５割軽減（資格取得後２年間）され、所得割は賦課されない。

④　保険料の納め方

特別徴収の対象となる年金支給額が年額 18 万円以上の方で、介護保険料とあわせた保険料額が対象となる年金の支給額の２分の１を超えない方、介護保険料が特別徴収されている方は原則として年金からの引き落とし（特別徴収）となる。それ以外の場合は個別に金融機関等の窓口や口座振替（普通徴収）で納める。

なお、特別徴収の人も手続きにより口座振替に変更することができる。

(7)　保険料収納状況（令和7年度　現年度分）

	種別	特別徴収（円）	普通徴収（円）	合計（円）	特・普合計収納率 普徴収納率
佐賀市	調定	1,847,504,800	1,592,266,000	3,439,770,800	99.59%
	収納	1,847,504,800	1,578,318,000	3,425,822,800	99.12%
佐賀県	調定	6,778,546,000	4,781,072,200	11,559,618,200	99.63%
	収納	6,778,545,500	4,739,146,491	11,517,691,991	99.12%